

令和 6 年度

清掃・衛生事業概要



徳 島 市 民 憲 章

わが徳島市は、美しい眉山の緑と清らかな吉野川の流れに恵まれ、輝かしい伝統と限りない発展性をもった都市です。

わたしたちは、徳島市民であることに誇りと責任をもち、郷土の繁栄とおたがいの幸福をきずくために、みんなで力を合わせ、みんなで行うべき生活のよりどころとして、この憲章を定めます。

- 1 わたしたちは、まごころをもって助け合い、すべての人に親切にしましょう。
- 1 わたしたちは、健康で仕事に励み、明るく楽しい家庭をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、共同生活のきまりを守り、平和で安全な社会をきずきましょう。
- 1 わたしたちは、自然や公共物をたいせつにし、美しい町づくりに努めましょう。
- 1 わたしたちは、豊かな教養を身につけ、すぐれた文化を創造しましょう。

も く じ

1 徳島市の概況	1
市勢	2
予算	3
組織・事務分掌	4
職員・労務管理	11
2 清掃事業の概要	17
予算・決算	18
施設・保有車両	24
3 ごみ処理事業	31
概説	32
ごみの収集・運搬	33
ごみの処理・処分	40
ごみの減量化と再資源化への取り組み	51
不法投棄及び廃棄物の野外焼却の禁止	56
4 し尿処理事業	59
概説	60
し尿の収集・運搬	61
し尿の処理・処分	62
5 環境衛生事業	67
予算・決算	68
衛生害虫駆除	69
狂犬病予防対策（野犬対策）	70
空き地に放置された雑草の除去	72
環境衛生組合	72
公衆浴場	75
墓地	76
車両保有状況	76
6 清掃事業年表	77

1 徳島市の概況

(1) 市 勢

沿 革

徳島市は、徳島県の東部に位置し、吉野川とその支流がつくり育てた三角州に発達した人口約25万人の県都です。

地方の中核的都市として、産業をはじめ、政治、経済、文化、教育、情報といったさまざまな面において高い集積があります。

気候は温暖で物産は豊かです。四国一の大河・吉野川をはじめ市内を縦横に流れる大小の川と優美な眉山の緑は、住む人に安らぎを与え、訪れる人をいやします。また、阿波おどり、人形浄瑠璃、藍染・阿波しじら、木工製品、すだちなど、徳島の風土と歴史が育んだ個性的な文化を有しています。

まちは天正年間に蜂須賀家政が阿波に入国し、城郭を築いたのが始まりで、蜂須賀14代の治世のもと、阿波の政治・経済の中心として栄えました。明治22年に市制を施行。大正末期には周辺町村を編入し市域を拡大しました。

現在では、神戸鳴門ルートと四国縦貫・横断通の結節点として、近代産業の育成や、高速情報化時代に対応した都市づくりに取り組んでいます。

徳島市の位置と広ぼう

面 積	1 9 1 . 5 2 km ²
東 西	1 6 . 4 0 km
南 北	1 9 . 4 5 km
東 経	1 3 4 度 3 3 分
北 緯	3 4 度 4 分

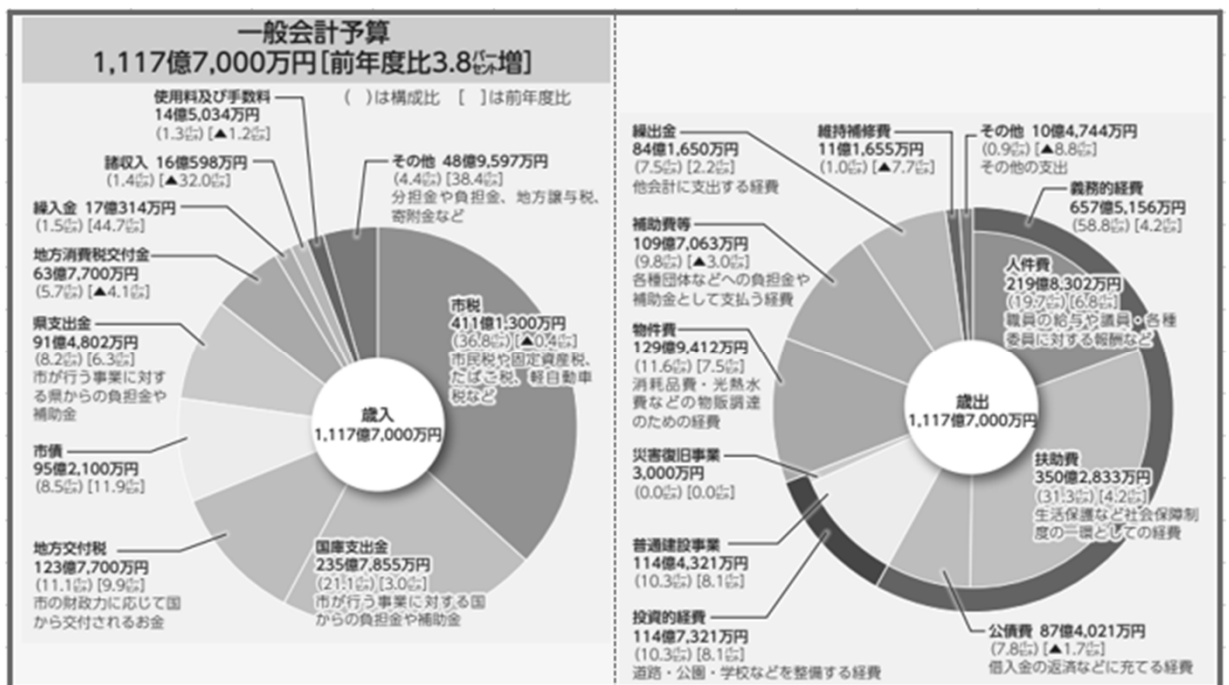
人口および世帯数

人 口			世 帯 数
総 数	男	女	
245,618	116,904	128,714	122,095

(注) 令和6年4月1日現在の住民基本台帳による

(2) 予 算

令和6年度一般会計当初予算

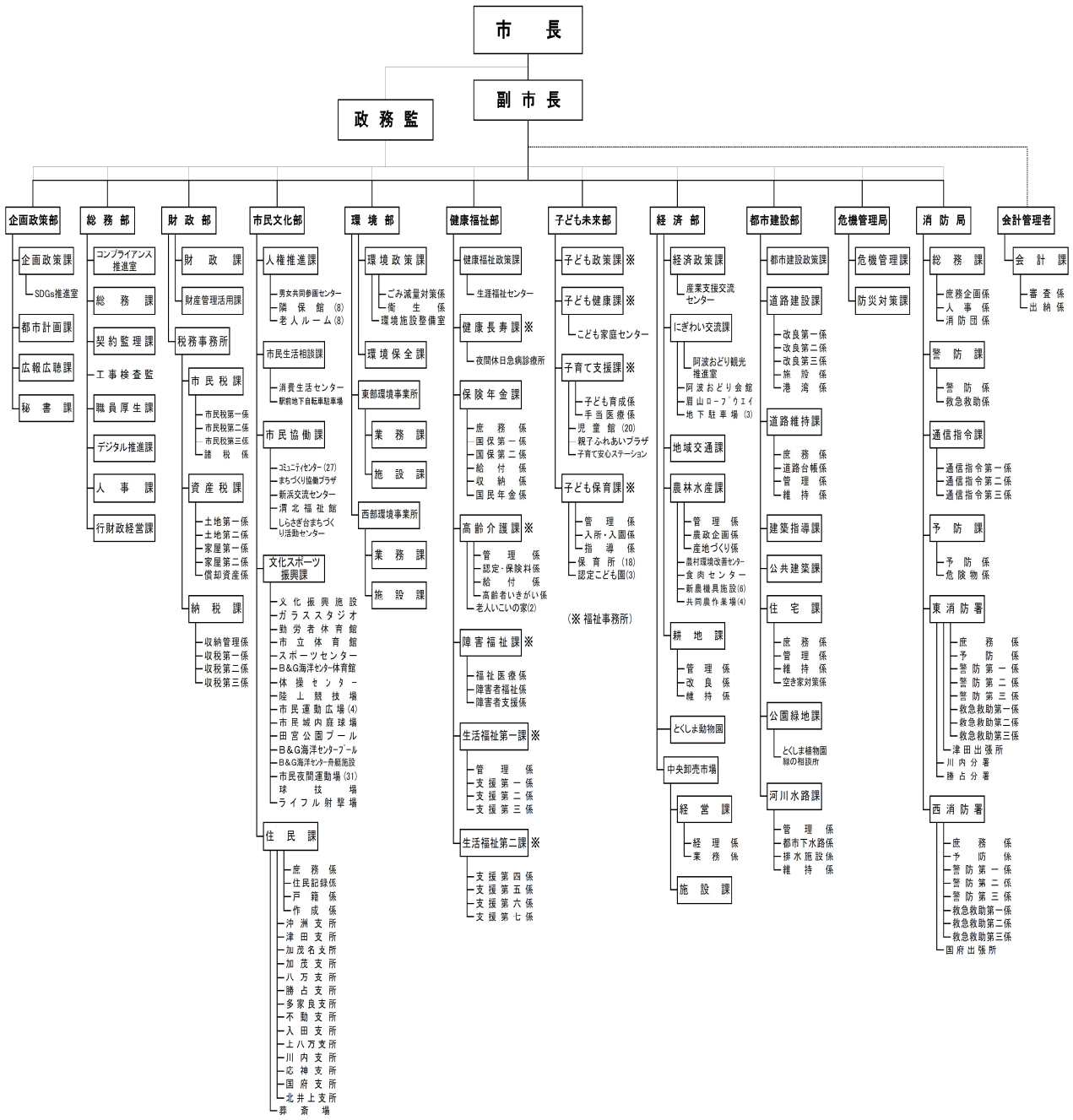


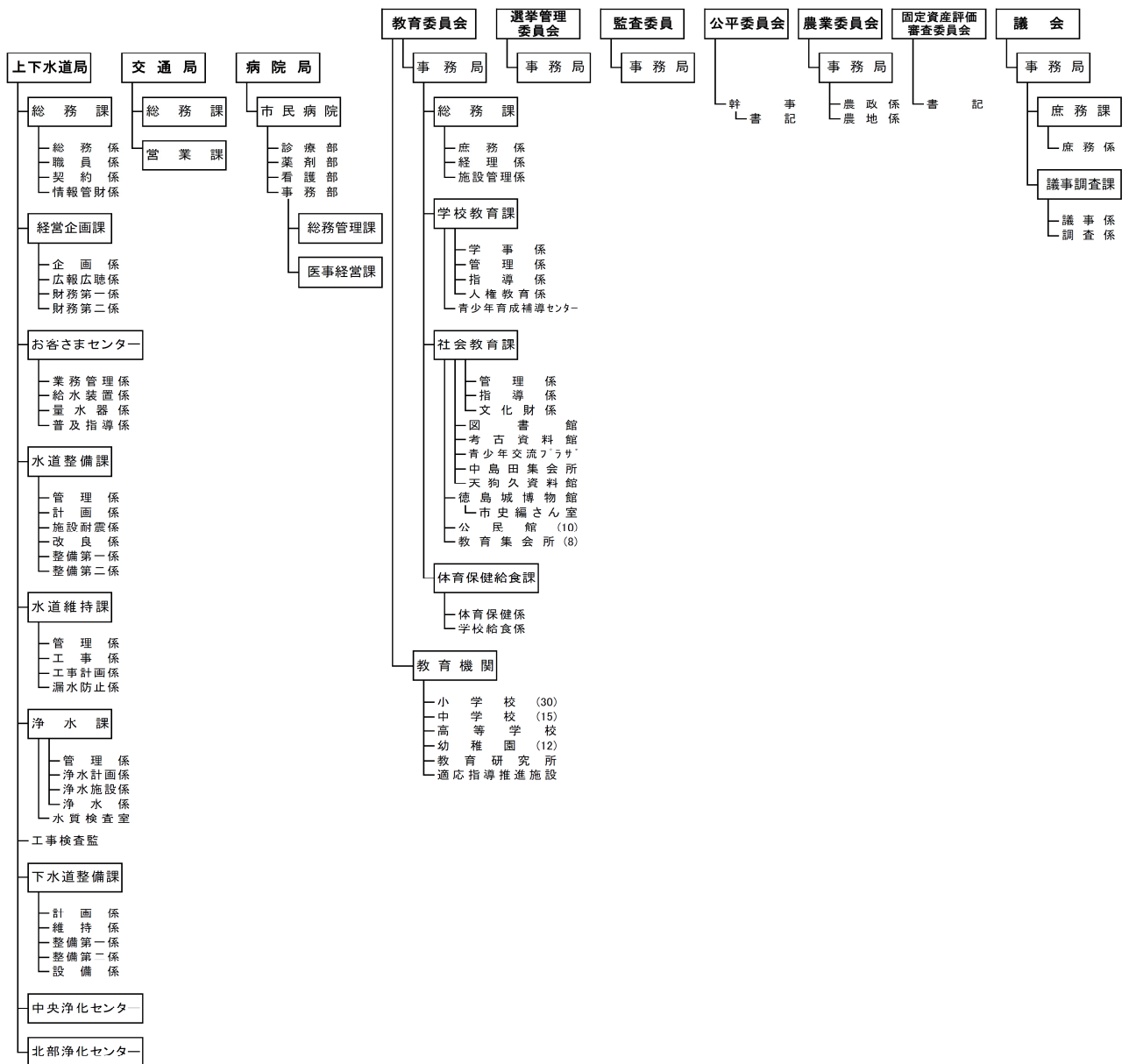
計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがあります。

出典：広報とくしま2024年4月1日号

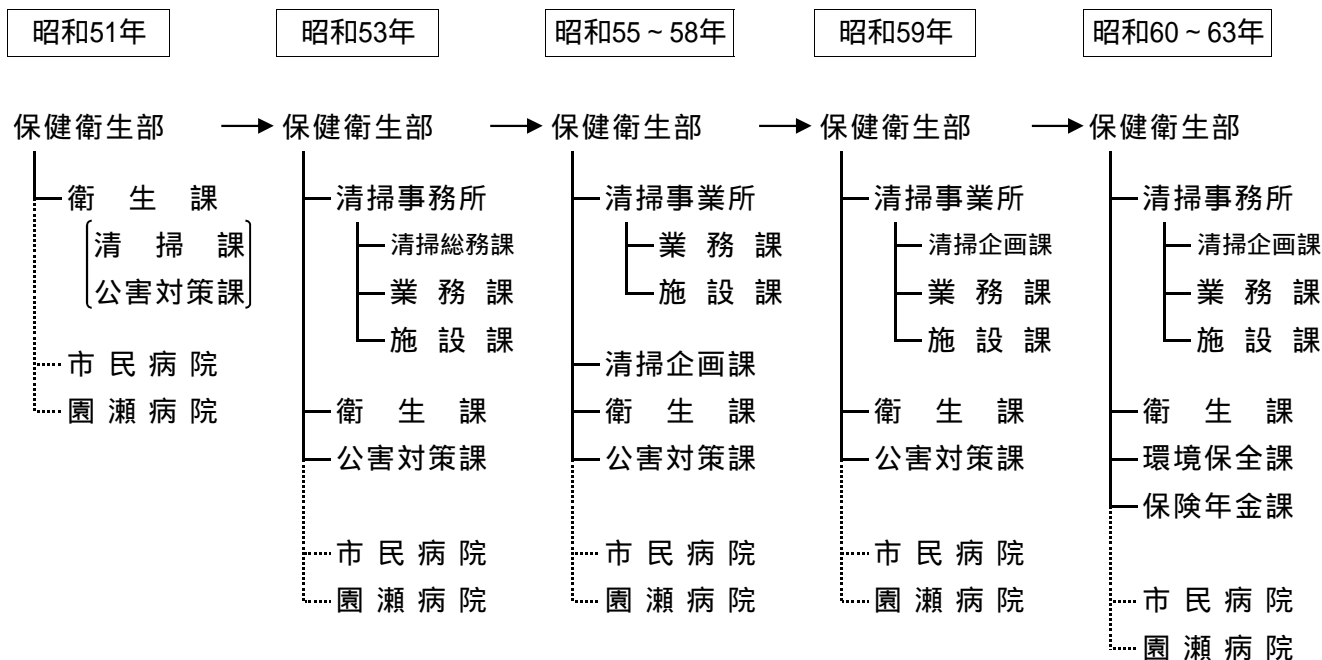
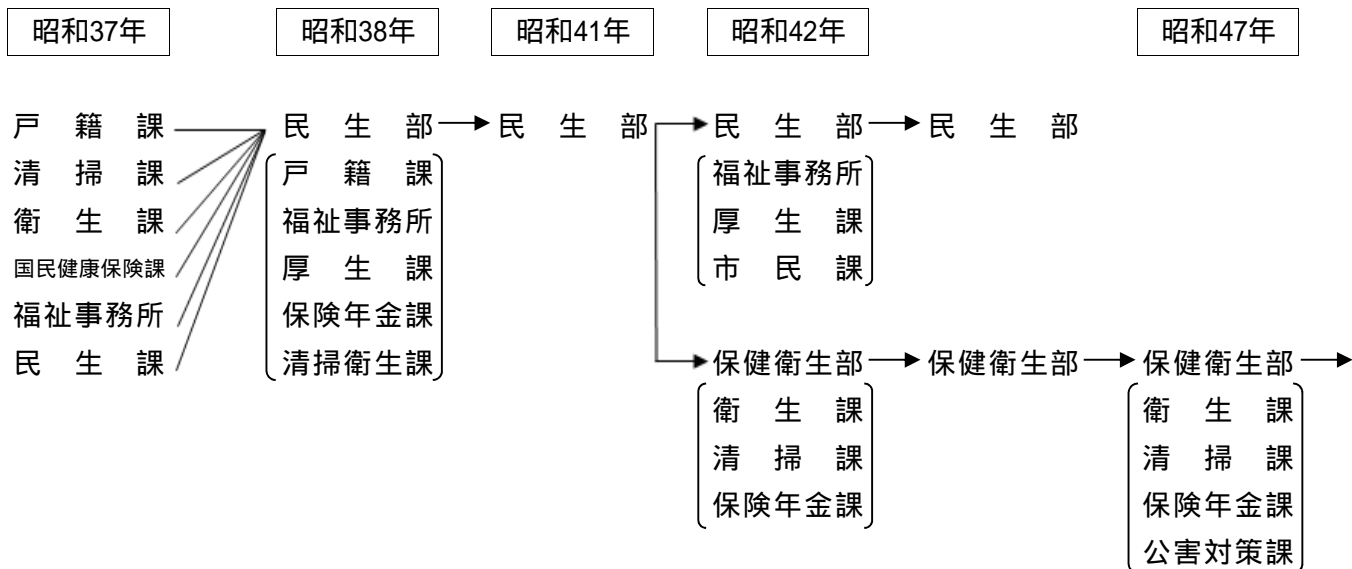
(3) 組織・事務分掌

徳島市行政機構図(令和6年4月1日現在)





行政組織の変遷



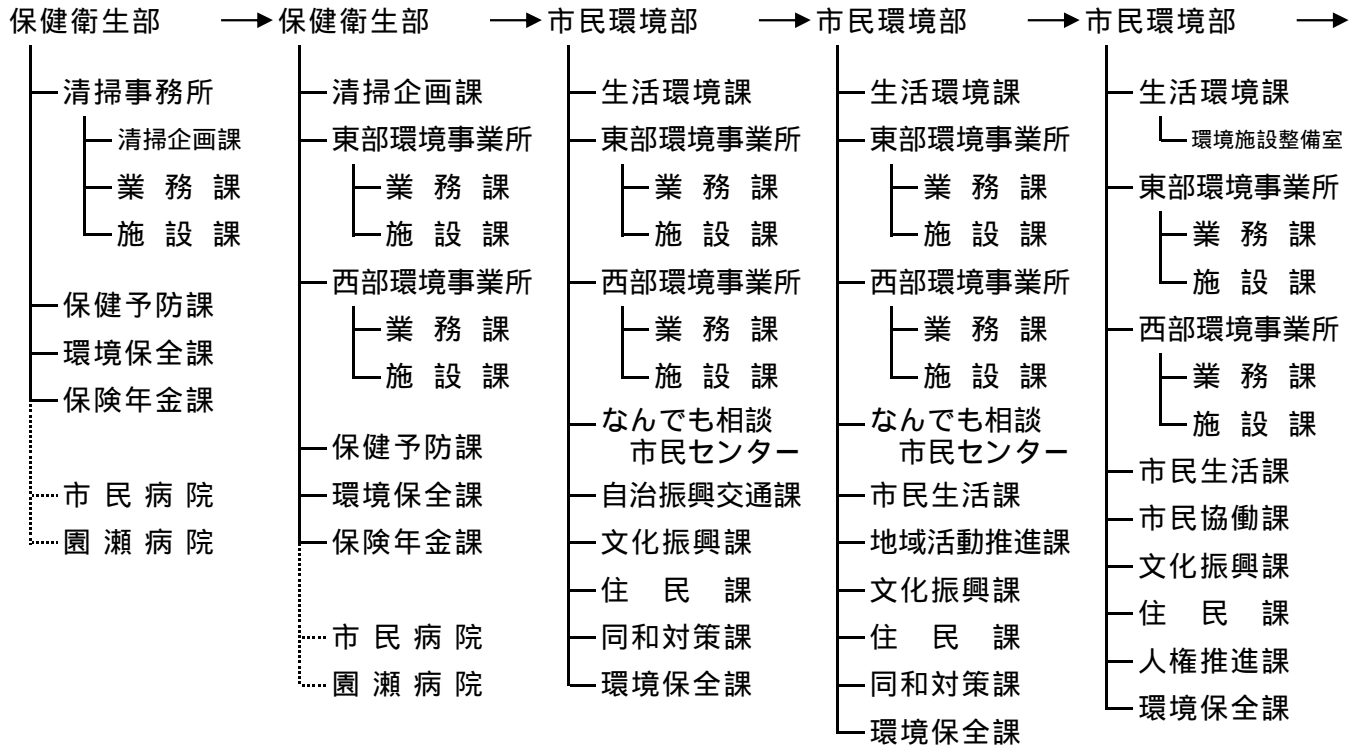
平成元年～2年

平成3～4年

平成5～9年

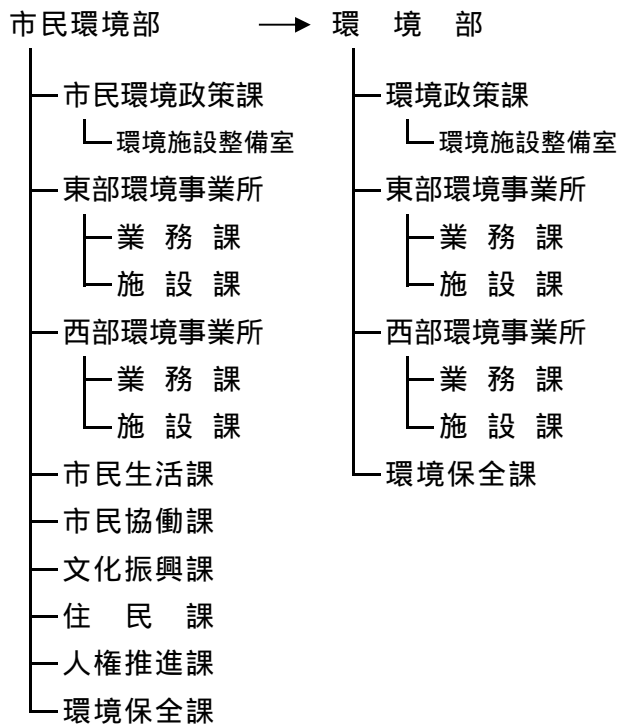
平成10～13年

平成14～22年



平成23年～令和2年

令和3年～



事務分掌

環境政策課

- 1 美しいまちづくりの推進及び調整に関すること。
- 2 廃棄物処理事業の調査、計画及び清掃統計に関すること。
- 3 徳島市污水適正処理構想に関すること。
- 4 一般廃棄物処理業の許可並びに一般廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置許可並びに設置許可施設及び設置者に係る変更等の許可に関すること。
- 6 廃棄物再生事業者の登録に関すること。
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行（東部環境事業所及び西部環境事業所の各課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 8 一般廃棄物の不法投棄の防止（東部環境事業所業務課の所管に属するものを除く。）及び指導に関すること。
- 9 浄化槽清掃業の許可並びに浄化槽清掃業者の指導及び監督に関すること。
- 10 公衆便所（他の課の管理に属するものを除く。）に関すること。
- 11 課の庶務に関すること。
- 12 課の経理に関すること。
- 13 東部環境事業所及び西部環境事業所の各課の経理（東部環境事業所施設課のし尿処理費の経理を除く。）に関すること。
- 14 その他生活環境に関すること。
- 15 徳島市総合計画、徳島市行財政改革推進プラン等に係る所属部局内の調整及び進行管理に関すること。
- 16 重要施策の企画立案に係る所属部局内の調整に関すること。
- 17 一般財団法人徳島県環境整備公社に関すること。
- 18 ふれあい収集に係る計画及び実施に関すること（東部環境事業所・西部環境事業所の所管に属するものを除く。）。
- 19 所属部局内の他の課の所管に属しない事項に関すること。

ごみ減量対策係

- 1 清掃思想の普及向上に関すること。
- 2 一般廃棄物の減量及び再資源化の促進に関すること。

衛生係

- 1 衛生思想の普及及び啓発に関すること。
- 2 衛生害虫等の駆除に関すること。
- 3 空地に放置された雑草の除去等に関すること。
- 4 犬の登録申請及び狂犬病予防に関すること。
- 5 市有墓地の管理及び改葬許可に関すること。
- 6 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可に関すること。
- 7 墓地管理基金に関すること。
- 8 環境衛生組合に関すること。
- 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく消毒に関すること。

環境施設整備室

- 1 一般廃棄物最終処分地に関する調査及び計画に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設の建設計画及び整備に関すること。

東部環境事業所

業務課

- 1 一般廃棄物の収集に係る計画及び実施に関すること。
- 2 一般廃棄物収集の企画及び調査に関すること。
- 3 清掃行政の市民協力の促進に関すること。
- 4 一般廃棄物の収集に係る実情把握及び苦情処理に関すること。
- 5 一般廃棄物の不法投棄の防止（環境政策課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 6 粗大ごみの収集申込受付に関すること。
- 7 外部委託対象地域の一般廃棄物の収集に係る履行確認に関すること。
- 8 外部委託対象地域からの苦情処理に関すること。
- 9 外部委託対象地域における集積所の新規設置、変更及び廃止に係る相談に関すること。
- 10 外部委託対象地域に係る一般廃棄物の収集に係る調査、企画及び計画に関すること（環境政策課の所管に属するものを除く。）。
- 11 ふれあい収集に係る計画及び実施に関すること（環境政策課の所管に属するものを除く。）。
- 12 東部環境事業所に係る安全衛生に関すること。
- 13 業務課職員の災害保障の手続きに関すること。
- 14 業務課職員の福利厚生に関すること。
- 15 業務課で発生した交通事故の処理に関すること。
- 16 業務課に係る施設の維持管理に関すること。
- 17 清掃関係自動車の点検、維持管理及び安全運転管理に関すること。
- 18 犬猫等の死体収集に関すること。
- 19 課の庶務に関すること。
- 20 一般廃棄物の多量排出の認定に関すること。
- 21 東部環境事業所業務課及び西部環境事業所業務課の共通事務の総括取りまとめに関すること。

施設課

- 1 一般廃棄物処理施設の運営及び維持管理に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設の技術管理に関すること。
- 3 一般廃棄物処理施設の公害防止に関すること。
- 4 一般廃棄物処理施設の運転記録及び諸統計に関すること。
- 5 一般廃棄物処理に係る手数料の収納に関すること。
- 6 一般廃棄物処理業者の一般廃棄物処理に係る指導に関すること。
- 7 浄化槽清掃業者のし尿処理に係る指導に関すること。
- 8 東部環境事業所施設課及び西部環境事業所施設課の共通事務の総括取りまとめに関すること。

西部環境事業所

業務課

- 1 一般廃棄物の収集に係る計画及び実施に関すること。
- 2 一般廃棄物収集の企画及び調査に関すること。
- 3 清掃行政の市民協力の促進に関すること。
- 4 一般廃棄物の収集に係る実情把握及び苦情処理に関すること。
- 5 外部委託対象地域の一般廃棄物の収集に係る履行確認に関すること。
- 6 外部委託対象地域からの苦情処理に関すること。
- 7 外部委託対象地域における集積所の新規設置、変更及び廃止に係る相談に関する
こと。
- 8 外部委託対象地域に係る一般廃棄物の収集に係る調査、企画及び計画に関するこ
と（環境政策課の所管に属するものを除く。）。
- 9 ふれあい収集に係る計画及び実施に関すること（環境政策課の所管に属するもの
を除く。）。
- 10 清掃関係自動車の点検、維持管理及び安全運転管理に関すること。
- 11 西部環境事業所に係る安全衛生に関すること。
- 12 業務課に係る施設の維持管理に関すること。
- 13 業務課で発生した交通事故及び災害保障の手続きに関すること。
- 14 業務課職員の福利厚生に関すること。
- 15 課の庶務に関すること。
- 16 一般廃棄物の多量排出の認定に関すること。

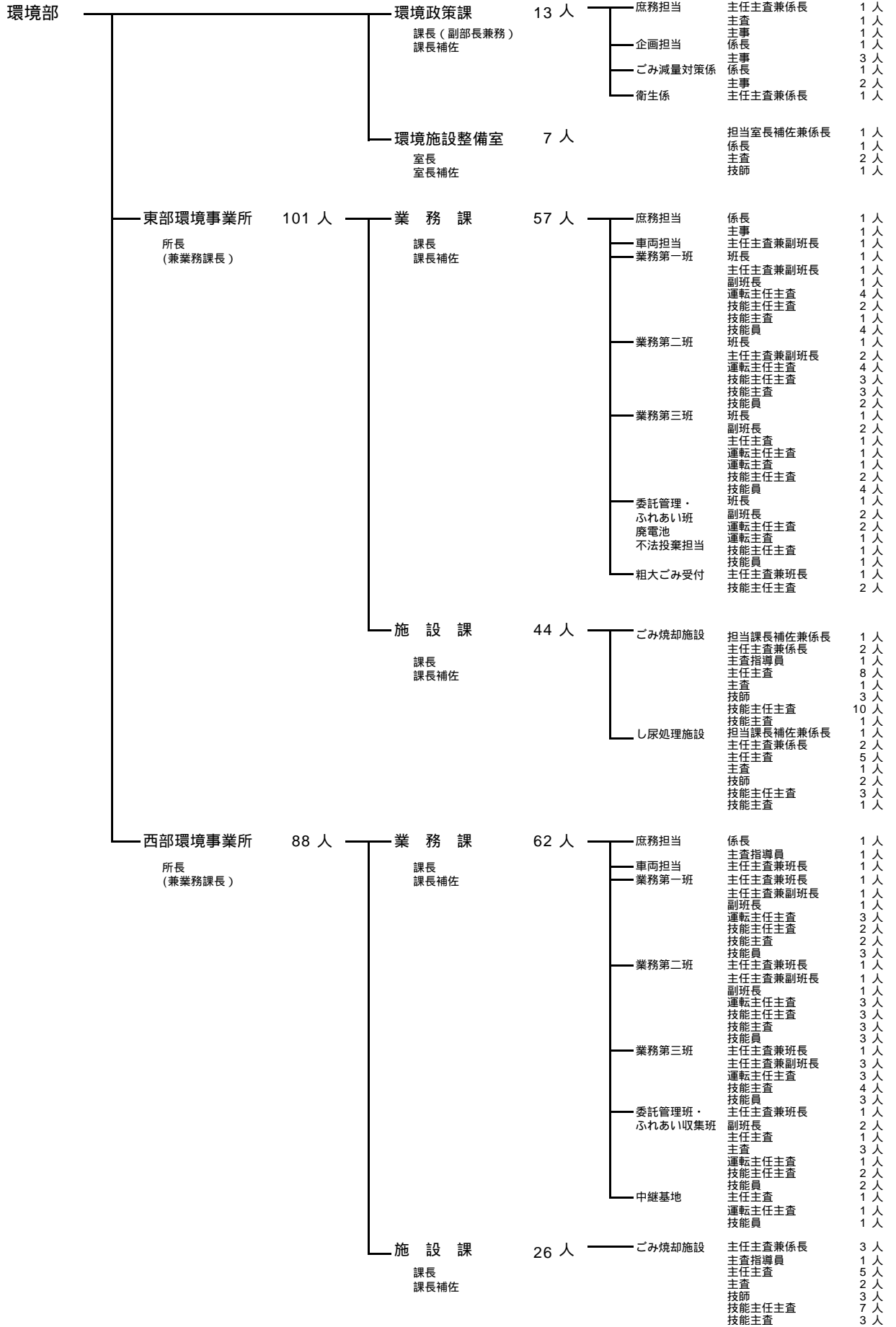
施設課

- 1 一般廃棄物処理施設の運営及び維持管理に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設の技術管理に関すること。
- 3 一般廃棄物処理施設の公害防止に関すること。
- 4 一般廃棄物処理施設の運転記録及び諸統計に関すること。
- 5 一般廃棄物処理に係る手数料の収納に関すること。
- 6 一般廃棄物処理業者の一般廃棄物処理に係る指導に関すること。

職員配置

(4) 職員・労務管理

(令和6年4月1日現在)



勤務時間

職員の区分		勤務時間			休日及び休暇
環境政策課		8:30～17:00(月～金)			職員の休日及び休暇に関する条例(昭和30年条例第5号)に定めるところによる。
東西環境事業所 業務課・施設課	事務関係職員	8:30～17:00(月～金)			
	廃棄物の処理運搬等の業務に従事する職員	8:30～17:00(月～金)			
	廃棄物の焼却及び処分等の業務に従事する職員	日勤	8:30～17:00(月～金)		
		交替制勤務の者	1直	8:00～20:10(日～土)	
2直			翌日の 20:00～8:10(日～土)		
3直	8:30～12:45(日～土)				

特殊勤務手当

手当の名称	手当が支給される場合	支給額	
環境保全業務手当	廃棄物の収集・処分の業務	日額	960円
		夏季(6月1日～9月30日) 加算日額	320円
	犬・猫の死体処理業務	収集・搬出 1体につき	250円
	昆虫駆除業務	日額	440円
夜間等業務手当	正規の勤務時間が深夜に及ぶ場合	4時間以上 1勤務につき	2,300円
		4時間未満 1勤務につき	1,900円

被服貸与状況

所属別	貸与を受ける職員	貸与される被服等	数量	貸与年数
環境政策課	不法投棄パトロールに従事する職員 (管理職員及び収集業務に従事する職員を除く。)	作業服上・下	1	1
		雨 衣	1	4
		ゴ ム 長 靴	1	3
		作業用靴	1	1
		安 全 靴	1	5
		防 寒 着	1	5
	不法投棄パトロールに従事する職員で 収集業務に従事するもの (管理職員を除く。)	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	3	2
		作業用帽子	1	1
		雨 衣	1	2
		ゴ ム 長 靴	1	2
		作業用靴	1	1
		安 全 靴	1	2
	防 寒 着	1	1	
	狂犬病予防注射・空き地の雑草調査・ 犬のふん害対策又は墓地、埋葬等に 関する法律(昭和23年法律第48号) に基づく許可等の業務に従事する職員	作業服上・下	1	3
		ゴ ム 長 靴	1	4
		作業用靴	1	3
		雨 衣	1	4
防 寒 着		1	5	
環境施設整備室	技術指導に関する業務に従事する技術 職員	夏作業服上・下	1	3
		冬作業服上・下	1	3
	技術指導に関する業務に従事する事務職員	作業服上・下	1	3
	技術指導に関する業務に従事する職員	雨 衣	1	4
		ゴ ム 長 靴	1	4
		作業用靴	1	3
		安 全 靴	1	5
防 寒 着	1	5		
東 部 環 境 事 業 所 課 業 務 課	じん芥の収集に従事する職員で収集業務 に従事するもの (管理職員及び事務職員を除く。)	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	2	1
		作業用帽子	2	1
		雨 衣	1	1
		ゴ ム 長 靴	1	1
		作業用靴	3	1
		防 寒 着	1	1
	じん芥の収集に従事する職員でじん芥車 の運転業務に従事するもの (管理職員及び事務職員を除く。)	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	3	2
		作業用帽子	1	1

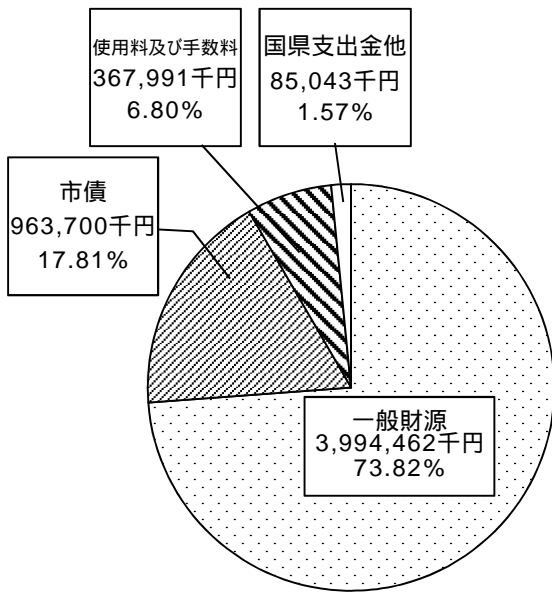
所属別	貸与を受ける職員	貸与される被服等	数量	貸与年数
東 部 環 境 事 業 所 課 業 務	じん芥の収集に従事する職員でじん芥車の運転業務に従事するもの (管理職員及び事務職員を除く。)	雨 衣	1	2
		ゴ ム 長 靴	1	2
		作 業 用 靴	2	1
		防 寒 着	1	1
	じん芥の収集に従事する事務職員 (管理職員を除く。)	夏作業服上・下	1	1
		冬作業服上・下	1	1
		雨 衣	1	3
		ゴ ム 長 靴	1	3
		作 業 用 靴	1	1
		防 寒 着	1	3
	不法投棄パトロールに従事する職員で 収集業務に従事するもの	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	3	2
		作 業 用 帽 子	1	1
雨 衣		1	2	
ゴ ム 長 靴		1	2	
作 業 用 靴		1	1	
安 全 靴		1	2	
防 寒 着	1	1		
東 部 環 境 事 業 所 課 施 設	じん芥又はし尿の処分の業務に従事する職員 (管理職員及び事務職員を除く。)	夏作業服上・下	3	2
		冬作業服上・下	3	2
		ゴ ム 長 靴	1	3
		作 業 用 靴	2	1
		防 寒 着	1	3
	じん芥又はし尿の処分の業務に従事する職員 (管理職員、事務職員及び交替制勤務者を除く。)	作 業 用 帽 子	1	2
		雨 衣	1	1
	じん芥又はし尿の処分の業務に従事する 事務職員 (管理職員を除く。)	夏作業服上・下	1	1
		冬作業服上・下	1	1
		ゴ ム 長 靴	1	3
作 業 用 靴		1	1	
焼却炉の点検又は清掃の業務に従事する職員	煙 管 服	1	3	
水質検査の業務に従事する職員	白 衣	1	2	
西 部 環 境 事 業 所 課 業 務	じん芥の収集に従事する職員で収集業務 に従事するもの (管理職員及び事務職員を除く。)	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	2	1
		作 業 用 帽 子	2	1
		雨 衣	1	1

所属別	貸与を受ける職員	貸与される被服等	数量	貸与年数
西部環境事業所 業務課	じん芥の収集に従事する職員で収集業務に従事するもの (管理職員及び事務職員を除く。)	ゴム長靴	1	1
		作業用靴	3	1
		防寒着	1	1
	じん芥の収集に従事する職員でじん芥車の運転業務に従事するもの (管理職員及び事務職員を除く。)	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	3	2
		作業用帽子	1	1
		雨衣	1	2
		ゴム長靴	1	2
		作業用靴	2	1
		防寒着	1	1
	じん芥の収集に従事する事務職員 (管理職員を除く。)	夏作業服上・下	1	1
		冬作業服上・下	1	1
		雨衣	1	3
		ゴム長靴	1	3
		作業用靴	1	1
		防寒着	1	3
	廃棄物運搬中継施設の業務に従事する職員	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	2	1
		作業用帽子	2	1
		雨衣	1	1
		ゴム長靴	1	1
防寒ゴム長靴		1	3	
作業用靴		3	1	
防寒着上・下		1	3	
西部環境事業所 施設課	じん芥の処分の業務に従事する職員 (管理職員及び事務職員を除く。)	夏作業服上・下	3	2
		冬作業服上・下	3	2
		ゴム長靴	1	3
		作業用靴	2	1
		防寒着	1	3
	じん芥の処分の業務に従事する職員 (管理職員、事務職員及び交替制勤務者を除く。)	作業用帽子	1	2
		雨衣	1	1
	じん芥の処分の業務に従事する事務職員 (管理職員を除く。)	夏作業服上・下	1	1
		冬作業服上・下	1	1
		ゴム長靴	1	3
		作業用靴	1	1
	焼却炉の点検又は清掃の業務に従事する職員	煙管服	1	3

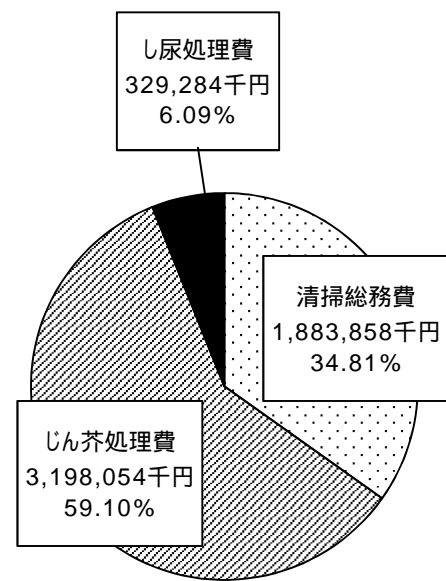
2 清掃事業の概要

(1) 予 算 ・ 決 算

令和6年度清掃関係事業当初予算（衛生関係を除く）



歳入 5,411,196 (千円)



歳出 5,411,196 (千円)

< 歳 入 >

(単位：千円)

費 目		金 額	説 明
款	節		
使用料及び手数料	清 掃 手 数 料	367,991	一般廃棄物処理手数料 一般廃棄物処理業等許可手数料
国庫支出金	清掃費国庫補助金	27,338	一般廃棄物中間処理施設整備交付金
県支出金	清掃費県補助金	2,441	小動物処理対策費県補助金
財産収入	財産貸付収入	56	
諸収入	雑 入	55,208	
市 債	衛 生 費	963,700	清掃運搬施設整備事業債 廃棄物処理施設整備事業債 一般廃棄物中間処理施設整備推進事業債 し尿処理施設整備事業債
計		1,416,734	

<歳 出>

(単位：千円)

費 目		金 額	説 明
款・項	目		
衛生費・ 清掃費	清掃総務費	1,883,858	職 員 給 与 費 児 童 手 当 会 計 年 度 任 用 職 員 給 与 等 全 国 都 市 清 掃 会 議 会 費 と く し ま 環 境 県 民 会 議 負 担 金 汚 染 負 荷 量 賦 課 金 各 種 研 修 研 究 費 そ の 他 の 経 費
	じん芥処理費	3,198,054	じ ん 芥 収 集 車 両 関 係 費 じ ん 芥 収 集 事 業 費 業 務 管 理 費 焼 却 炉 関 係 費 廃 棄 物 運 搬 中 継 施 設 管 理 費 環 境 測 定 局 施 設 管 理 費 ご み 質 等 分 析 委 託 料 廃 乾 電 池 処 理 費 ご み 減 量 ・ 再 資 源 化 推 進 事 業 費 生 ご み 減 量 化 推 進 事 業 費 資 源 分 別 収 集 事 業 費 エ コ ス テ ー シ ョ ン 運 営 費 特 定 家 庭 用 機 器 再 商 品 化 法 対 策 事 業 費 犬 猫 等 死 体 収 集 処 理 事 業 費 一 般 廃 棄 物 減 量 ・ 再 資 源 化 事 業 費 不 燃 物 等 処 理 費 施 設 管 理 費 施 設 維 持 補 修 費 車 両 整 備 費 施 設 整 備 費 環 境 美 化 対 策 費 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 設 置 等 許 可 事 務 費 家 庭 ご み 収 集 運 搬 業 務 委 託 事 業 費 粗 大 ご み 等 収 集 運 搬 事 業 費 家 庭 ご み 3 R 推 進 事 業 費 一 般 廃 棄 物 中 間 処 理 施 設 整 備 推 進 事 業 費
	し尿処理費	329,284	し 尿 収 集 車 両 関 係 費 し 尿 処 理 場 費 水 質 等 検 査 費 施 設 整 備 費
計		5,411,196	

令和5年度清掃関係事業決算状況

<歳入>

(単位：千円)

区分	合計	特 定 財 源						その他
		分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	国 庫 支出金	県支出金	地方債	諸収入	
ごみ	836,938	-	361,310	3,277	2,876	429,600	39,819	56
し尿	28,500	-	-	-	-	28,500	-	-
共通	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	865,438	0	361,310	3,277	2,876	458,100	39,819	56

<歳出>

(単位：千円)

区分	合計	処 理 費				その他の経費
		人 件 費	収集運搬費	中間処理費	最終処分費	
ごみ	4,368,094	1,623,540	621,360	1,069,787	507,549	545,858
し尿	398,409	147,595	423		250,391	-
合計	4,766,503	1,771,135	621,783		1,827,727	545,858

経費には、明許繰越を含む。

清掃関係事業決算額の推移

(単位：千円)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
清掃総務費	2,065,028	2,122,424	2,080,093	2,026,489	1,964,779	1,889,182	1,822,537	1,801,514	1,750,224	1,785,691
じん芥処理費	2,295,790	2,248,504	2,232,985	2,313,105	2,202,499	2,523,294	2,548,738	2,500,612	2,644,097	2,731,493
し尿処理費	220,318	210,804	206,795	185,297	230,501	193,414	250,227	281,665	223,173	250,814
徳島東部地域 環境施設整備 基本計画策定事業費 本年度支出額	4,597									
小計	4,585,733	4,581,732	4,519,873	4,524,891	4,397,779	4,605,890	4,621,502	4,583,791	4,617,494	4,767,998
廃棄物運搬中継施設 建設事業費										
東部焼却施設 対策整備事業費										
西部焼却施設 対策整備事業費										
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計決算額	94,443,698	96,685,360	94,511,535	96,058,879	95,456,772	97,847,525	128,434,048	111,500,898	109,526,772	111,789,749
一般会計決算に占める 清掃費の割合	4.9%	4.7%	4.8%	4.7%	4.6%	4.7%	3.6%	4.1%	4.2%	4.3%

決算額には、繰越経費を含む。

収集処理経費の推移

区 分		年 度	平成 2 6	2 7	2 8	2 9
し み	収 集	収 集 経 費 (千 円)	1,568,815	1,533,503	1,505,025	1,445,802
		収 集 量 (持 込 を 除 く) (t)	63,483	63,093	60,333	59,787
		収 集 単 価 (円 / t)	24,712	24,305	24,945	24,183
	焼 却	焼 却 経 費 (千 円)	924,845	944,182	935,198	947,638
		焼 却 量 (t)	81,677	81,136	78,995	78,802
		焼 却 単 価 (円 / t)	11,323	11,637	11,839	12,026
	中 間 処 理	処 理 経 費 (千 円)	536,978	536,622	532,275	534,538
		処 理 量 (t)	16,892	16,716	16,442	16,263
		処 理 単 価 (円 / t)	31,789	32,102	32,373	32,868
	埋 立	埋 立 経 費 (千 円)	579,990	588,043	577,063	554,600
		埋 立 量 (t)	17,806	17,807	17,337	16,724
		(内 焼 却 灰) (t)	(11,507)	(11,502)	(11,206)	(10,900)
		埋 立 単 価 (円 / t)	32,573	33,023	33,285	33,162
	その他 (管理部門等) (千 円)		302,935	310,989	327,617	328,992
	総 処 理 経 費 (千 円)		3,913,563	3,913,339	3,877,178	3,811,570
	総 処 理 量 (t)		99,021	98,119	95,061	94,624
	総 処 理 単 価 (円 / t)		39,523	39,884	40,786	40,281
	し 尿	収 集	収 集 経 費 (千 円)	161	247	159
収 集 量 (t)			0	0	0	0
収 集 単 価 (円 / t)			-	-	-	-
処 理		処 理 経 費 (千 円)	220,157	210,557	206,636	185,049
		処 理 量 (t)	70,329	71,637	72,397	72,420
		処 理 単 価 (円 / t)	3,130	2,939	2,854	2,555

(注) ごみ収集は、直営分・委託分含む。また、一般家庭、事務所等のし尿収集は、許可業者によるため上表から除く。

(注) 総処理経費には、環境整備事業費、資源ごみ奨励金等は含まない。

3 0	令和元	2	3	4	5
1,410,950	1,520,575	1,517,173	1,476,837	1,456,010	1,534,468
59,230	60,208	62,211	60,028	57,119	54,399
23,822	25,255	24,388	24,602	25,491	28,208
954,262	948,131	933,289	924,754	929,410	954,359
77,725	78,139	74,890	73,340	71,169	68,899
12,277	12,134	12,462	12,609	13,059	13,852
537,608	543,785	560,238	554,457	548,872	549,530
16,960	17,366	17,161	16,492	15,511	14,328
31,699	31,313	32,646	33,620	35,386	38,354
561,144	596,381	575,226	552,200	529,491	507,549
16,877	17,506	16,478	15,812	14,603	14,452
(10,866)	(10,775)	(9,839)	(9,650)	(9,483)	(9,205)
33,249	34,067	34,909	34,923	36,259	35,120
326,801	329,868	317,493	317,513	319,865	326,760
3,790,765	3,938,740	3,903,419	3,825,761	3,783,648	3,872,666
93,946	94,413	92,244	89,993	87,232	84,036
40,350	41,718	42,316	42,512	43,375	46,083
211	187	221	212	274	423
0	0	0	0	0	0
-	-	-	-	-	-
230,290	193,227	250,227	281,453	222,901	250,392
72,961	74,638	76,616	77,061	78,285	80,855
3,156	2,589	3,266	3,652	2,847	3,097

(2) 施設・保有車両

施設の概要 (東部環境事業所)

項目 \ 名称		ごみ焼却施設	ダイオキシン対策工事増	大型ごみ粉碎装置	浄水苑第二工場 (し尿処理場)	浄水苑第一工場 (し尿処理場)	し尿高度処理施設	車庫 兼 職員控室
型 式		ストーカ式全連続燃焼方式		ハンマークラッシャー方式	標準脱窒素処理方式	好気性消化 (希釈曝気処理)・活性汚泥法処理方式	凝集沈殿方式	
設 備 能 力		190t/24時間 (95t×2基)	有害ガス処理装置 灰固形化装置	50t/5時間	150kℓ/24時間	120kℓ/24時間	270kℓ/24時間	
建 物 構 造		鉄筋コンクリート及び鉄骨造3階建	鉄骨造部 コンクリート	鉄筋コンクリート2階一部平屋建	鉄筋コンクリート及び鉄骨造2階建一部3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄 A L C 骨板建 2階
延 床 面 積		3,327.06㎡	679.41㎡	237.18㎡	7,563.77㎡	1,033.49㎡	392.62㎡	1F車庫 584.95㎡ 2F控室 595.44㎡
設 費	国庫補助 (千円)	774,550	486,808	5,600	852,810	510,600	146,500	
	市 債 (千円)	875,600	1,779,400	76,300	793,000	1,076,400	117,200	82,100
	一般財源 (千円)	46,010	82,672	33,100	223,957	88,098	29,300	4,332
	そ の 他 (千円)		30,293 (県補助金)			7,575		
	計 (千円)	1,696,160	2,379,173	115,000	1,869,767	1,682,673	293,000	86,432
竣 工 年 月		昭和54年8月	平成14年6月	昭和47年7月	昭和59年3月	昭和53年3月	昭和56年7月	昭和53年10月
備 考				休止中		H14 ダイオキシン対策工事に伴い、投入室等取壊		昭和58年8月 21.21㎡増築

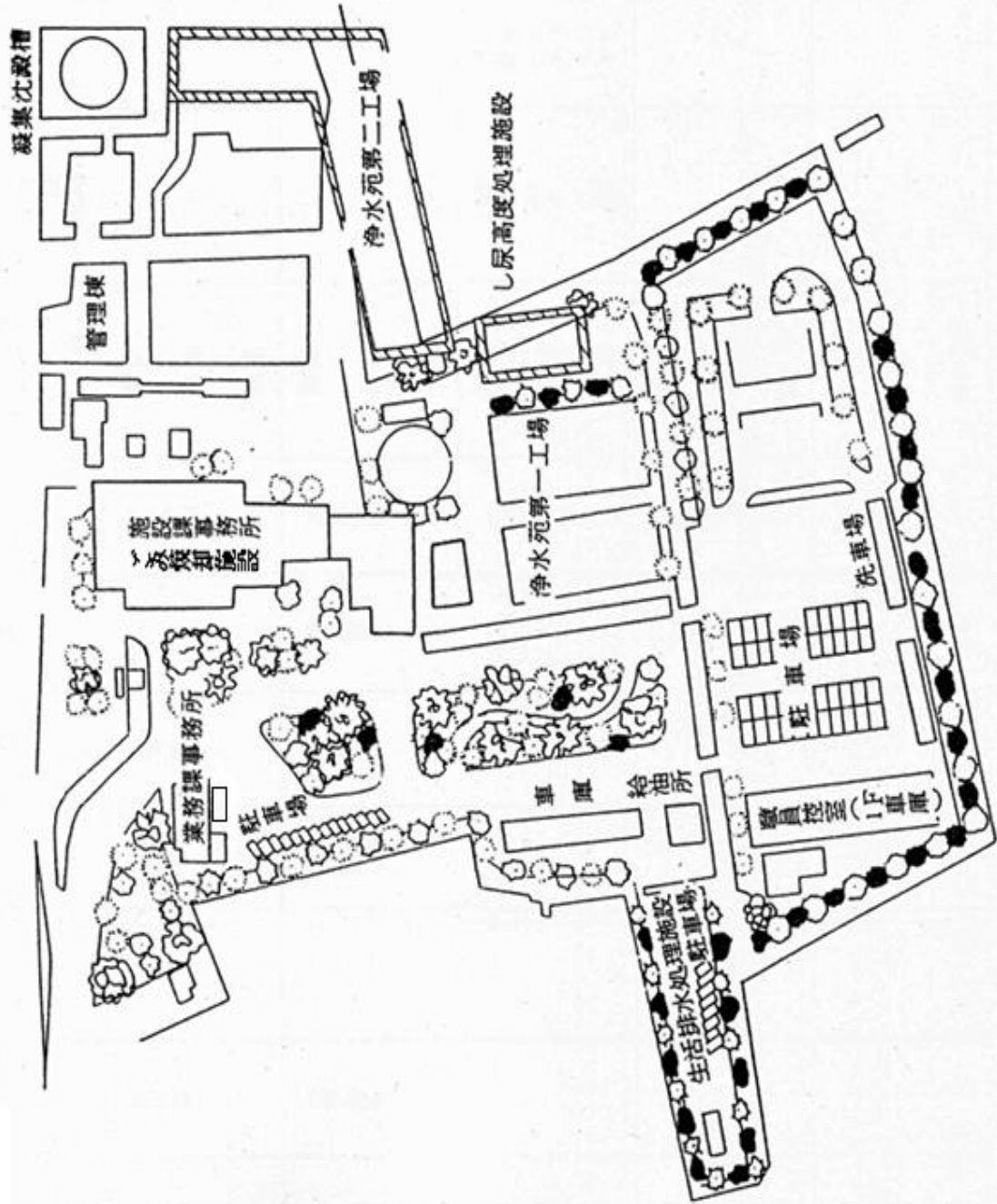
自動車 修理工場	自動車 洗車場	業務課 事務所	生活排水 処理施設	小車庫	給油所	業務課 事務所 (増築)	職員 休憩所 (増築)	職員 休憩所 (増築)	粗大 事務所 トイレ (増築)	業務課 事務所 (増築)
			ごみ収集車 洗浄排水 30 m ³ /24時間 生活雑排水 30 m ³ /24時間		軽油 貯油能力 4 kℓ					
鉄骨 ALC板 平屋建	鉄骨 ALC板 平屋建	鉄骨造 平屋建	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 2階建	鉄骨造 2階建	木造 平屋建	木造 平屋建
116.52m ²	180m ²	127.66m ²	26.4m ²	261.62m ²	30m ²	46.57m ²	141.12m ²	99m ²	6.36m ²	21.66m ²
			15,000							
6,900	14,500	8,500	12,000	10,500	5,400					5,300
400	803	999	3,000	1,272	600	12,504	44,762	22,182	2,877	1,832
7,300	15,303	9,499	30,000	11,772	6,000	12,504	44,762	22,182	2,877	7,132
昭和54年2月	昭和54年12月	昭和54年1月	昭和54年3月	昭和53年12月	昭和52年3月	平成10年9月	平成14年3月	平成15年3月	平成17年11月	平成31年3月

施設の概要（西部環境事業所）

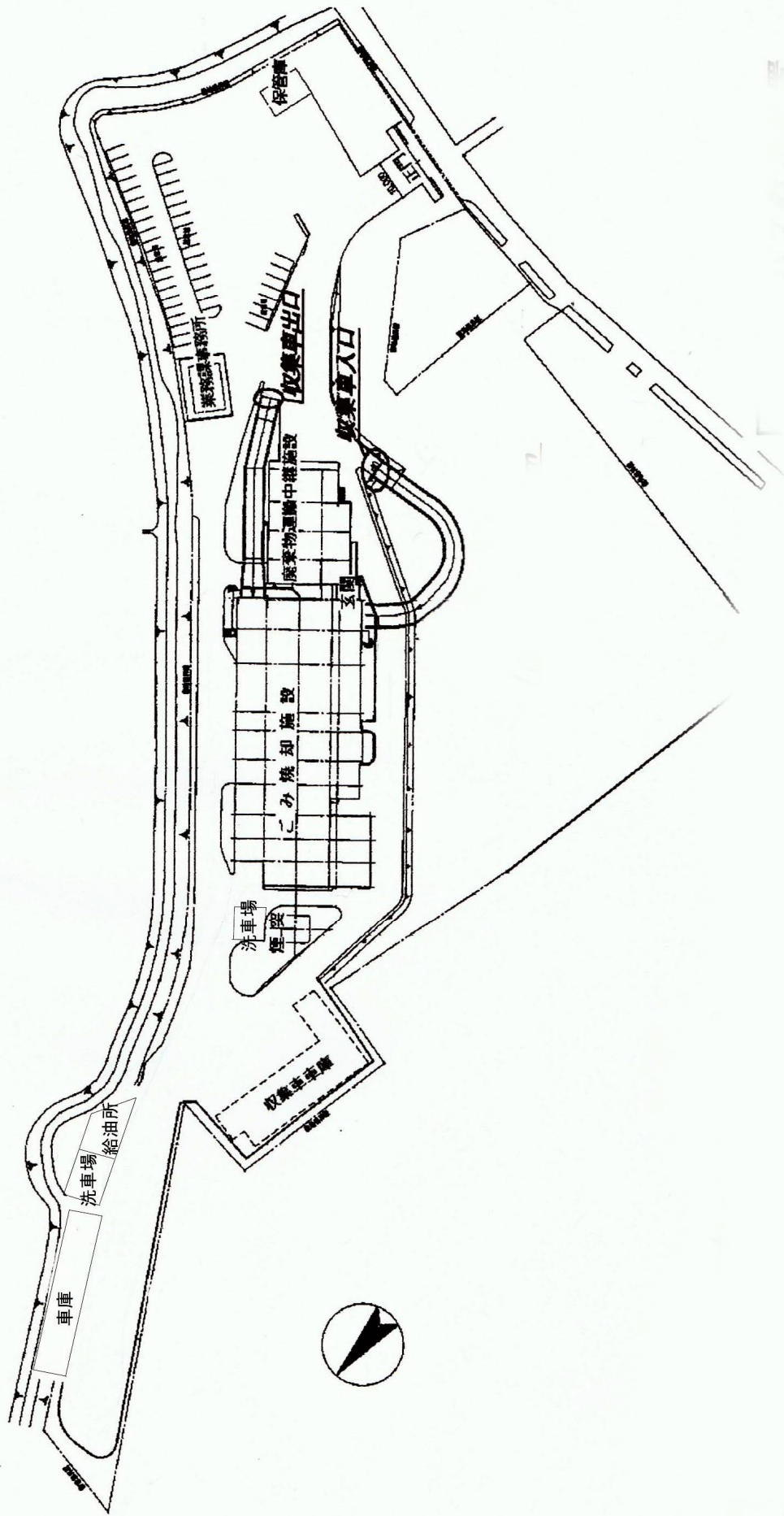
項目	名称	ごみ焼却施設	車庫兼職員控室	業務課事務所	洗車場給油所	車庫
型式		ストーカ式 全連続燃焼 方式				
設備能力		180t/24時間 (90t×2基)				
建物構造		鉄骨 コンクリート 及び鉄骨 4階	鉄骨 2階 造建	鉄骨 平屋 造建	鉄骨 平屋 造建	鉄骨 平屋 造建
延床面積		4,655.73m ²	1,290.05m ²	96.0m ²	209.623m ²	270m ²
建設費	国庫補助 (千円)	868,500				
	市債 (千円)	2,344,900				
	一般財源 (千円)	852,289				
	その他 (千円)	30,000				
	計(千円)	4,095,689				
竣工年月		平成3年2月	平成3年2月	平成3年2月	平成3年2月	平成3年2月
備考						

外部便所	排水処理施設	廃棄物運搬 中継施設 中継棟	コンテナ 保管庫	車庫	ダイオキシン 対策工事増築
		コンパクト・ コンテナ方式			
		30t / 5時間			有害ガス 処理装置
鉄 コン クリ ー ト 平 屋 筋 ト 建	鉄 コン クリ ー ト 平 屋 筋 ト 建	鉄 2 骨 階 造 建	鉄 平 骨 屋 造 建	鉄 平 骨 屋 造 建	鉄 骨 造 部 一 コン クリ ー ト
10.32㎡	61.005㎡	928.19㎡	97.29㎡	75.89㎡	240.72㎡
			135,648		493,106
			392,000	8,500	1,540,600
			22,319	2,835	79,207
					32,467 (県補助金)
			549,967	11,335	2,145,380
平成3年2月	平成3年2月	平成11年3月	平成11年3月	平成10年12月	平成14年11月

○東部環境事業所
業務課・施設課 配置図



○西部環境事業所
業務課・施設課 配置図



保有車両

(令和6年4月現在)

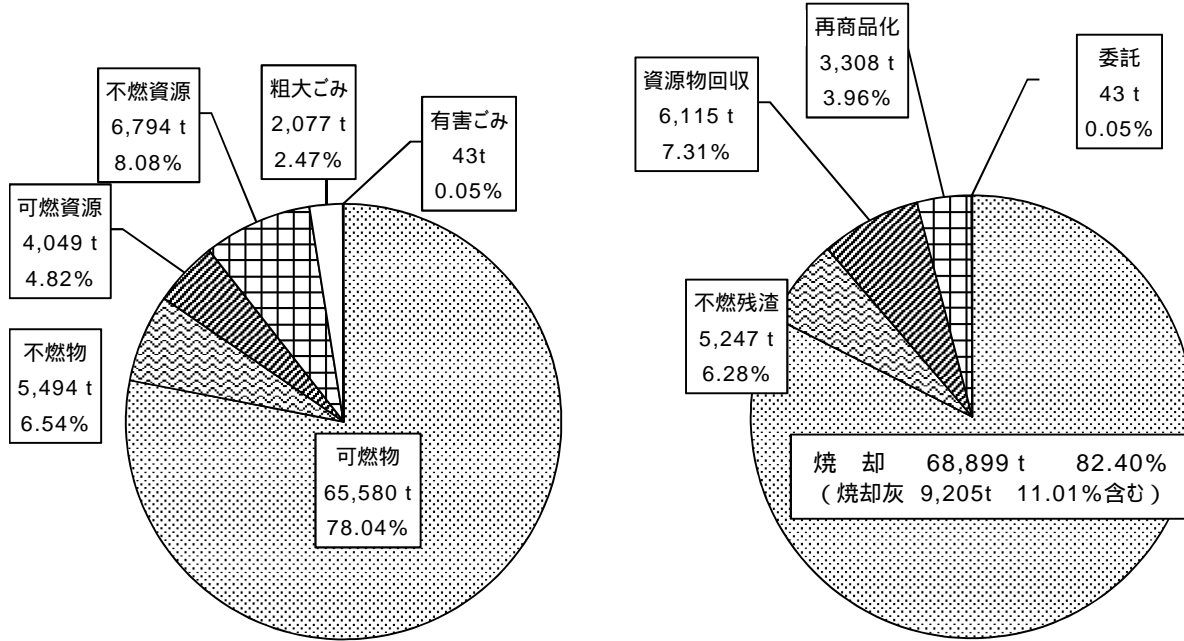
区分		所属		環境政策課	東部環境事業所		西部環境事業所			
					業務課	施設課	業務課	施設課		
ご	収集	軽四トラック (内 犬・猫用)	0.35t		1 (1)				1	
		軽四ダンプ (内 予備)	0.35t	2	8 (2)		8 (1)		18	
		四輪ダンプ (内 予備)	2.0 t		1 (1)		1 (1)		2	
		プレス車 (内 予備)	2.0 t				20 (5)		20	
			2.3 t		1 (1)				1	
		パッカー車 (内 予備)	2.0 t		19 (4)				19	
		二層式 (内 予備)	2.0 t		1 (1)				1	
	み	廃電池	軽四ダンプ (内 予備)	0.35t		1				1
		不法投棄	軽四ダンプ (内 予備)	0.35t		1				1
		不燃	四輪ダンプ (内 予備)	2.0 t			1			1
パッカー車 (内 予備)			2.5 t					1	1	
	中継施設	アームロール車 (内 予備)					3 (1)		3	
し尿	収集	バキューム車 (内 予備)				1			1	
	灰運搬	四輪ダンプ (内 予備)	1.9 t			2			2	
その他	連絡用	小型ライトバン (内 予備)		1					1	
		軽四バン (内 予備)		1	3	1	2	1	8	
計				4	36	5	34	2	81	

3 ごみ処理事業

(1) 概 説

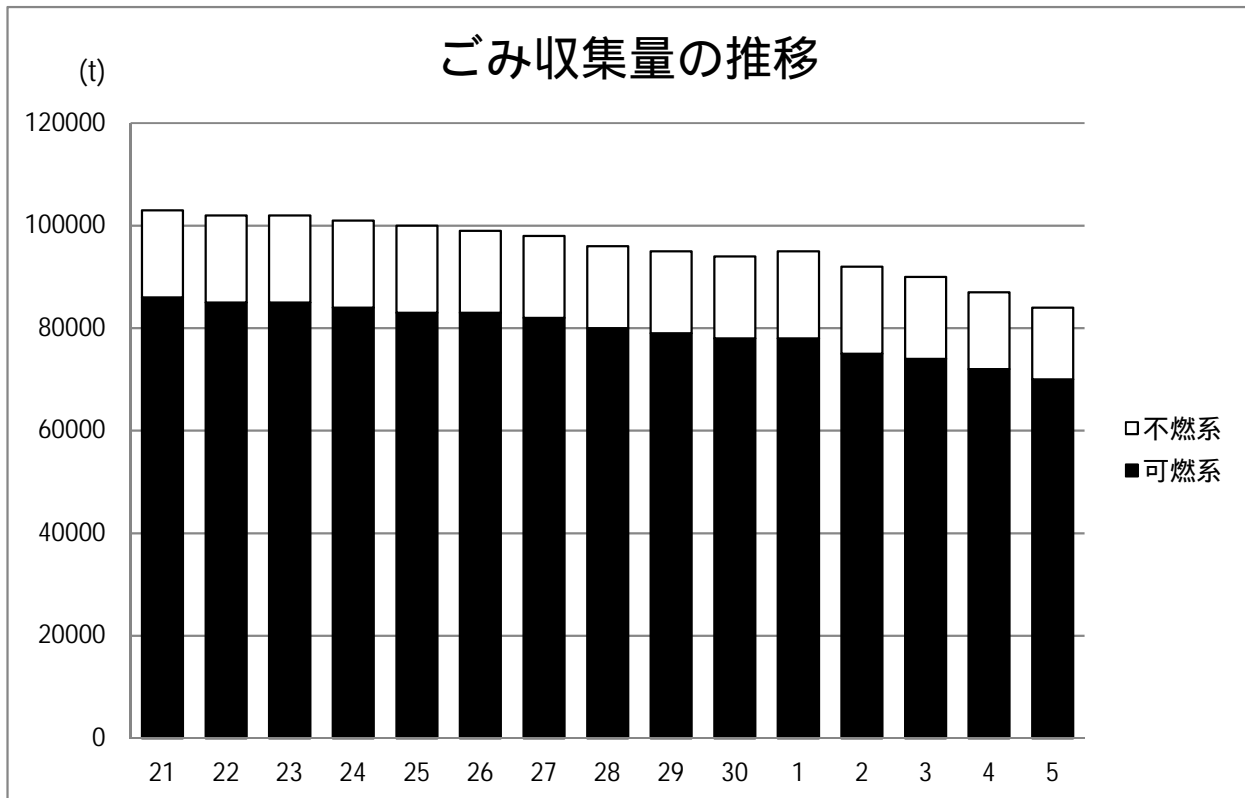
本市の処理するごみ量は、年々増加の一途をたどっていたが、平成11年度の収集方法の変更によって一時的に減少した。その後、平成14年度には事業系ごみの削減指導の徹底等によって大幅な削減を達成し、以後の収集量はゆるやかな減少傾向となっており、令和5年度は、約8.4万トンとなった。

令和5年度のごみ処理

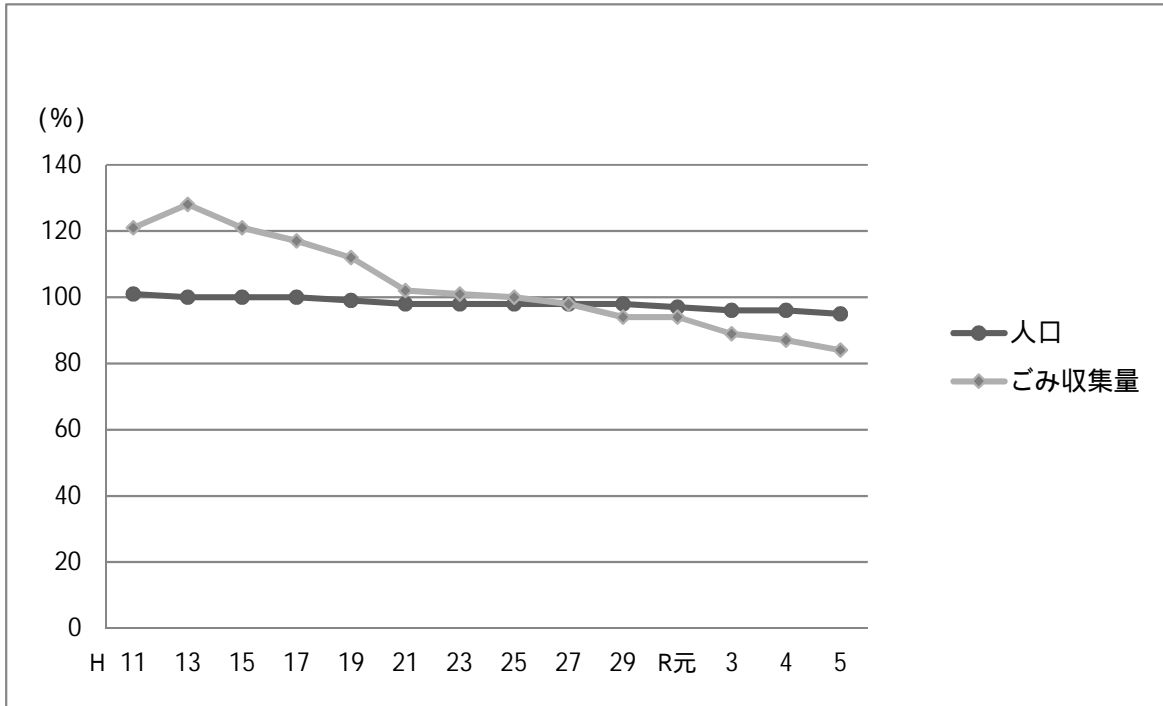


収集搬入 84,037 t

処理 83,612 t



ごみ収集量と人口の推移



(注) 平成5年度のごみ収集量(100,606 t)と人口(261,380人/4月1日現在)を100とした。

(2) ごみの収集・運搬

平成16年10月1日から市内全域でプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、一般家庭ごみの収集を8分別で行っている。

分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみは週2回、燃やせないごみ、新聞紙及び雑誌・ダンボール・紙パックは4週に1回、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装は隔週、粗大ごみは年6回(専用はがき又はインターネットによる申し込み制)の収集を実施している。

有害ごみは、支所やコミュニティーセンター等に回収箱を設置しているほか、粗大ごみを収集する際、同時に収集している。

一方、現有のごみ運搬車両は66台、収集車両基地は、東部環境事業所、西部環境事業所の2ヶ所となっている。

事業系ごみについては、許可業者による有料収集又は事業者自ら持ち込む方法で対応している。

収集運搬の現状

ごみの区分		収集頻度	収集方式	収集形態	
家庭系ごみ	分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ	2回/週	各戸または ステーション方式	直営・委託	
	燃やせないごみ	1回/4週 (概ね月1回)			
	資源物	プラスチック製容器包装			隔週 (概ね月2回)
		缶・びん・ペットボトル			隔週 (概ね月2回)
		新聞紙			1回/4週 (概ね月1回)
		雑誌・ダンボール・紙パック			1回/4週 (概ね月1回)
	粗大ごみ	1回/2か月	各戸収集(申込制)	委託	
	有害ごみ	粗大ごみ排出時に収集 市役所、支所、小中学校、郵便局等に 回収箱を設置し収集		直営・委託	
犬、猫の死体、布団及び毛布(死亡者の用に供していたもの)を臨時的に収集			直営		
事業系ごみ	許可業者に収集運搬を委託				
	自ら市の処理施設に搬入(分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ、缶・びん・ペットボトル、粗大ごみ(木製に限る))				
	資源物(古紙類)については、分別してリサイクル業者へ引き渡す				

項目		内容
収集できないごみ	事業系ごみ	事業活動に伴って商店・事務所等から出るごみ、 農作業に伴うごみ
	一時多量ごみ	引っ越し・大掃除などや5袋を超える一時多量ごみ
収集・処理できないごみ	医療系廃棄物	注射器・注射針など
	処理する際に 危険を伴うもの	農薬(臭化メチル等)・劇薬類、ガスボンベ、オートバイ、バッテリー、消火器、油類(中身が入っているもの)
	処理設備がないもの	たたみ、リヤカー、タイヤ、石、倉庫、自動車
	産業廃棄物	自動販売機、建設廃材(かわら・コンクリート・トタン・木材)、バンパーなど自動車の部品類、農業用ビニール、耕運機・農機具
	適正処理困難物	自動車用タイヤ、スプリング入りマットレス

ごみ収集等の推移

単位：t

項目	年度	平成	26	27	28	29	30	令和	令和	3	4	5
		25						元	2			
直営 (委託含む)	分別頑張ったんやけど、燃やさないごみ	45,769	45,583	45,691	43,919	43,538	42,530	43,490	43,814	42,351	40,340	38,597
	燃やせないごみ	3,540	3,432	3,494	3,184	3,088	3,226	3,225	3,549	3,244	2,998	2,840
	粗大ごみ	1,687	1,698	1,752	1,707	1,738	1,916	2,006	2,341	2,355	2,235	2,077
	古紙類	5,287	5,105	4,729	4,383	4,251	4,324	4,111	4,490	4,620	4,384	4,048
	缶・びん・ペットボトル	4,108	3,952	3,723	3,602	3,565	3,548	3,627	3,913	3,589	3,460	3,300
	プラスチック製容器包装	3,720	3,656	3,645	3,490	3,553	3,639	3,705	4,058	3,823	3,637	3,494
	有害ごみ	34	58	60	48	54	48	44	46	46	65	43
	小計	64,145	63,484	63,094	60,333	59,787	59,231	60,208	62,211	60,028	57,119	54,399
許可業者	可燃系	30,428	30,372	29,979	29,582	29,777	29,346	28,691	25,654	25,835	25,933	25,515
	不燃系	3,243	2,517	2,363	2,398	2,416	2,606	2,715	2,257	2,030	2,015	1,874
	小計	33,671	32,889	32,342	31,980	32,193	31,952	31,406	27,911	27,865	27,948	27,389
一般持込	可燃系	1,693	1,699	1,650	1,622	1,545	1,520	1,490	1,200	1,289	1,356	1,468
	不燃系	817	949	1,033	1,126	1,099	1,243	1,309	922	811	809	780
	小計	2,510	2,648	2,683	2,748	2,644	2,763	2,799	2,122	2,100	2,165	2,248
合計 (ごみ総量)	100,326	99,021	98,119	95,061	94,624	93,946	94,413	92,244	89,993	87,232	84,036	
資源物 回収運動	4,265	4,200	4,036	3,687	3,495	3,184	2,652	1,809	1,730	1,631	1,462	
資源物 拠点回収	1	10	117	182	244	311	372	444	455	440	501	
ごみ排出量 (ごみ総量+資源物回収)	104,592	103,231	102,272	98,930	98,363	97,441	97,437	94,497	92,178	89,303	85,999	
1人1日当たり ごみ排出量(g)	1,091.6	1,080.0	1,083.7	1,049.8	1,046.6	1,040.4	1,045.9	1,018.2	1,006.6	981.8	953.4	

総人口(人)	262,498	261,884	258,554	258,191	257,492	256,599	255,237	254,276	250,879	249,196	247,123
--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

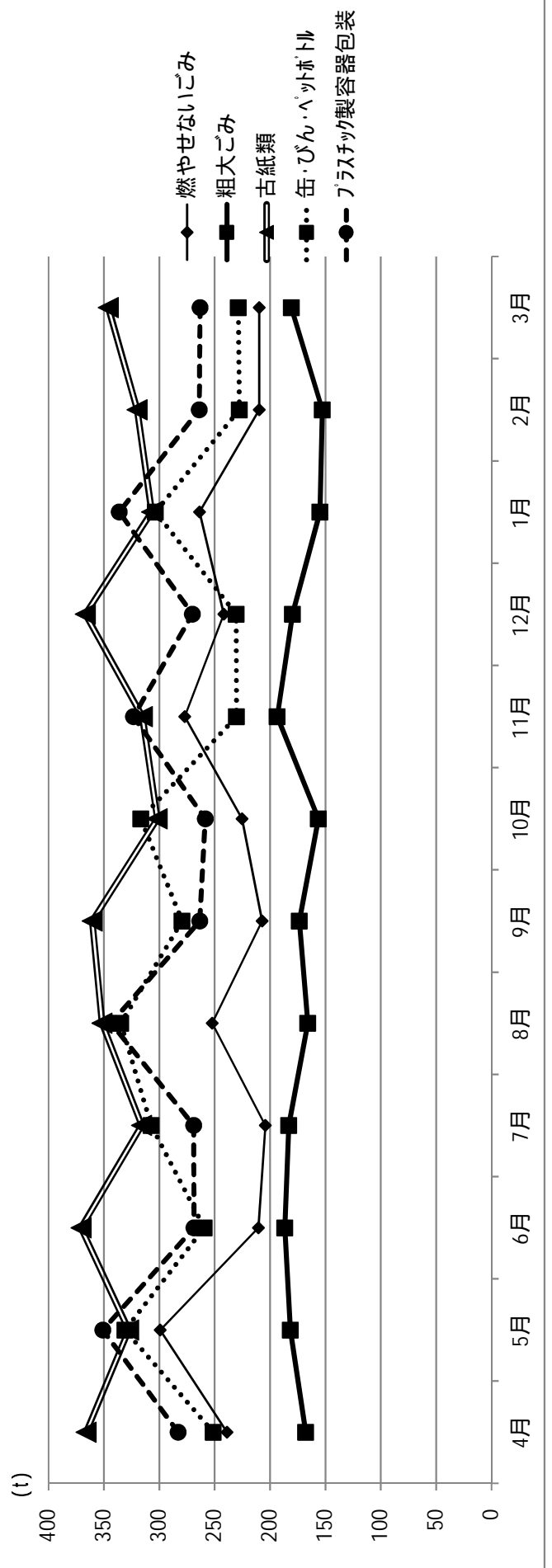
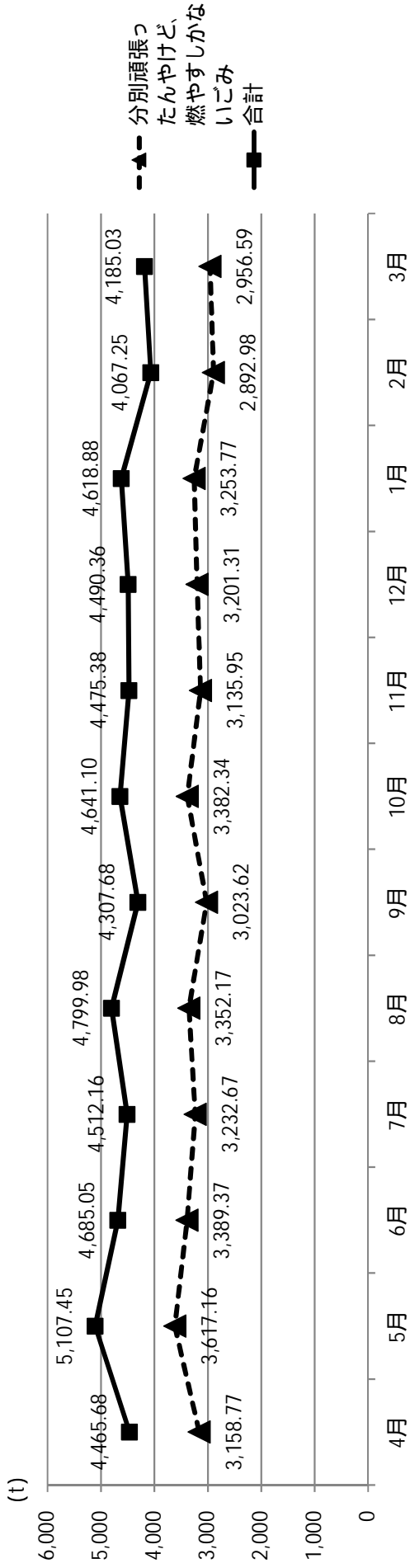
令和5年度ごみ収集状況

単位：t

区分 月	直 営 (委 託 含 む)						持 込			
							許 可 業 者		一 般 持 込	
	分別頑張った んやけど、燃 やすしかない ごみ	燃やせない ごみ	粗大ごみ	古紙類	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装	可燃系	不燃系	可燃系	不燃系
4	3,158.770	238.865	167.855	365.960	251.215	283.010	2,053.440	149.750	121.650	61.885
5	3,617.160	299.111	181.710	327.615	330.940	350.910	2,248.580	175.880	130.660	77.020
6	3,389.370	210.505	186.645	370.610	259.305	268.610	2,143.720	177.260	121.470	68.700
7	3,232.670	204.255	183.050	315.915	307.345	268.920	2,174.190	143.950	126.430	71.350
8	3,352.170	252.160	165.850	351.585	334.705	343.510	2,210.560	172.110	129.600	58.990
9	3,023.620	207.137	173.540	360.560	279.420	263.400	2,153.020	148.880	123.800	59.510
10	3,382.340	225.355	156.455	301.795	316.675	258.480	2,138.790	158.650	120.840	55.490
11	3,135.950	277.056	193.480	315.290	230.250	323.350	2,102.820	166.290	120.800	59.860
12	3,201.310	241.820	179.700	366.650	230.655	270.220	2,262.790	166.510	143.680	65.760
1	3,253.770	263.736	154.870	306.805	303.490	336.210	2,031.610	132.450	110.900	50.420
2	2,892.980	209.860	152.800	319.870	227.700	264.040	1,948.800	131.340	103.910	54.155
3	2,956.590	209.717	180.790	345.875	228.750	263.310	2,046.520	150.540	114.270	97.300
計	38,596.70	2,839.58	2,076.75	4,048.53	3,300.45	3,493.97	25,514.84	1,873.61	1,468.01	780.44

(注) 有害ごみを除く

ごみ収集量月別変動状況

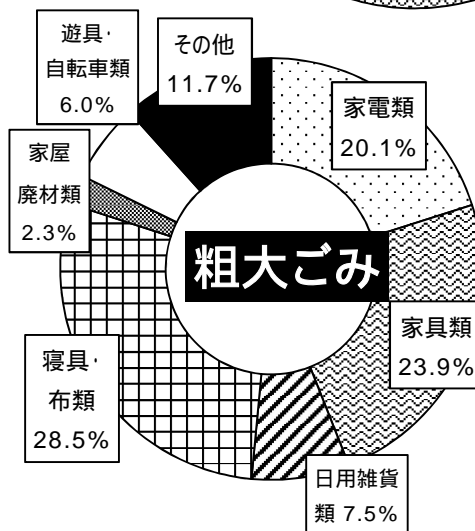
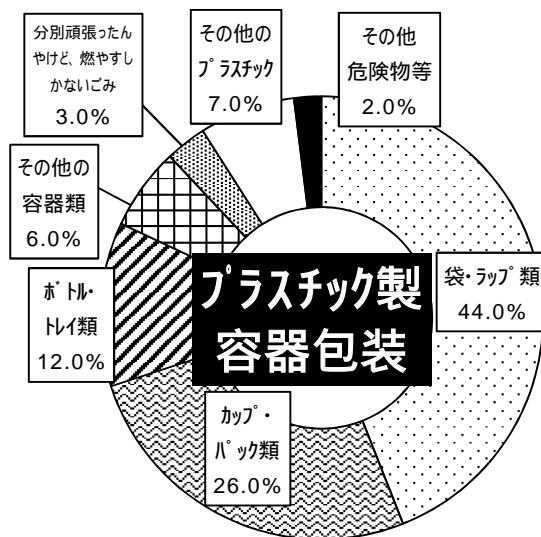
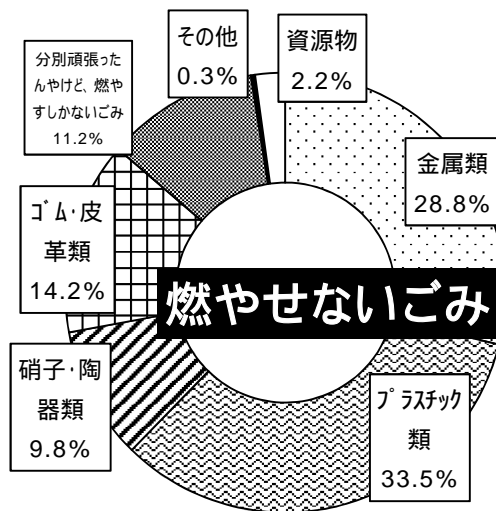
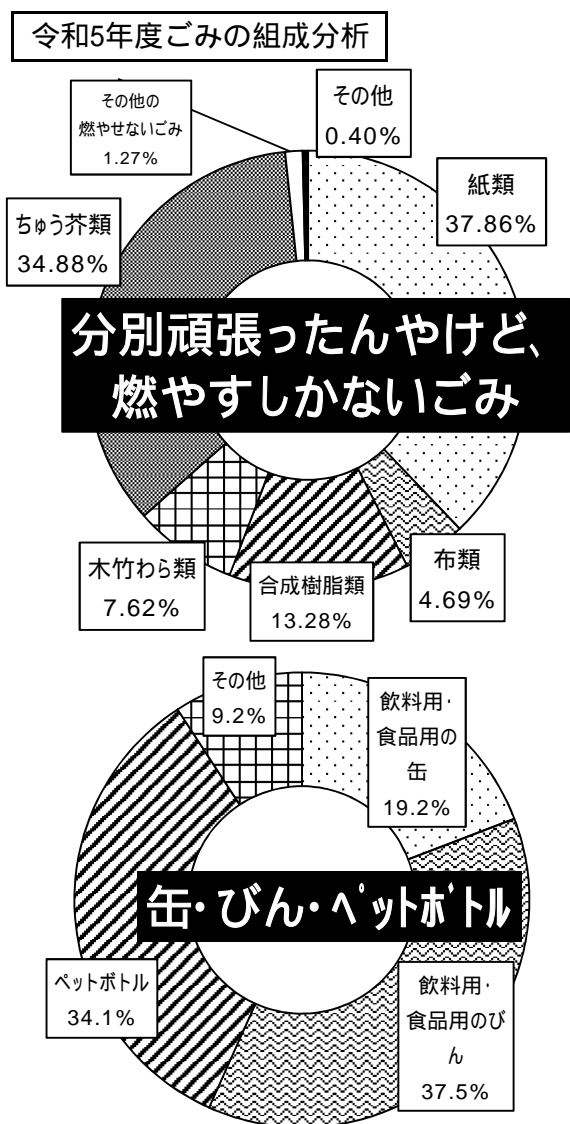


ごみ質

多種多様な消費材が生産、消費され、ごみ質も多様化してきている。

令和5年度のごみの組成分析をみると分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみでは、紙・布類が42.55%を占め、燃やせないごみでは、プラスチック類が33.5%と大きな割合を占めている。缶・びん・ペットボトルの組成分析をみると、資源物以外のごみが9.2%入っており、分別がまだまだ徹底できていないことがわかる。また、粗大ごみでは、電気製品類が20.1%、寝具・布類28.5%となっている。平成16年10月から開始されたプラスチック製容器包装では、袋・ラップ類が44%を占めている。

この組成分析から、紙とワンウェイ容器・トレイ・パック商品の使用が依然として多いこと、さらに、家電リサイクル法の施行により、家電製品の粗大ごみに占める割合が小さくなっていることがわかる。



年度別犬猫等処理状況

項目 年度	処理件数	内 訳					
		飼犬	野犬	飼猫	野猫	汚物	その他
平成 1 9	3,328	690	172	411	2,011	9	35
2 0	3,090	668	130	376	1,860	14	42
2 1	3,078	686	125	387	1,815	19	46
2 2	3,067	710	118	403	1,748	20	68
2 3	3,090	607	95	396	1,793	13	186
2 4	2,817	568	94	425	1,567	4	159
2 5	2,707	625	90	364	1,434	5	189
2 6	2,560	487	68	315	1,476	3	211
2 7	2,390	440	47	326	1,409	2	166
2 8	2,406	480	53	290	1,362	24	197
2 9	2,476	416	47	323	1,419	0	271
3 0	2,442	358	49	324	1,454	3	254
令和元	2,279	333	35	294	1,352	0	265
2	2,277	306	30	305	1,317	0	319
3	2,112	256	32	224	1,264	0	336
4	2,066	253	26	286	1,181	1	319
5	1,968	239	23	294	1,065	1	346

(3) ごみの処理・処分

分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみは、東部環境事業所及び西部環境事業所の2か所のごみ焼却施設で焼却している。

燃やせないごみは、2か所の民間の不燃物減量・再資源化施設で選別を行い、鉄・アルミ・カレットを回収、プラスチック類は溶融固化により減容化を行っている。

粗大ごみは、手選別によりふとん類とそれ以外に分け、裁断後のふとん類(可燃残渣)は、焼却施設に搬出、ふとん類以外は、破碎・選別後、鉄・アルミを回収している。

缶・びん・ペットボトルは不燃物減量・再資源化施設、プラスチック製容器包装は民間のプラスチック製容器包装中間処理施設で選別・圧縮・梱包し、鉄・アルミ等を回収している。

また、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装の一部は、西部環境事業所の廃棄物運搬中継施設で大型車に積み替えを行った後、民間施設に搬入している。

新聞、雑誌・ダンボール・紙パックは、古紙業者へ搬入、圧縮梱包した後、製紙業者へ引き渡している。

有害ごみは、東部環境事業所で一時保管し、再資源化業者へ引き渡している。

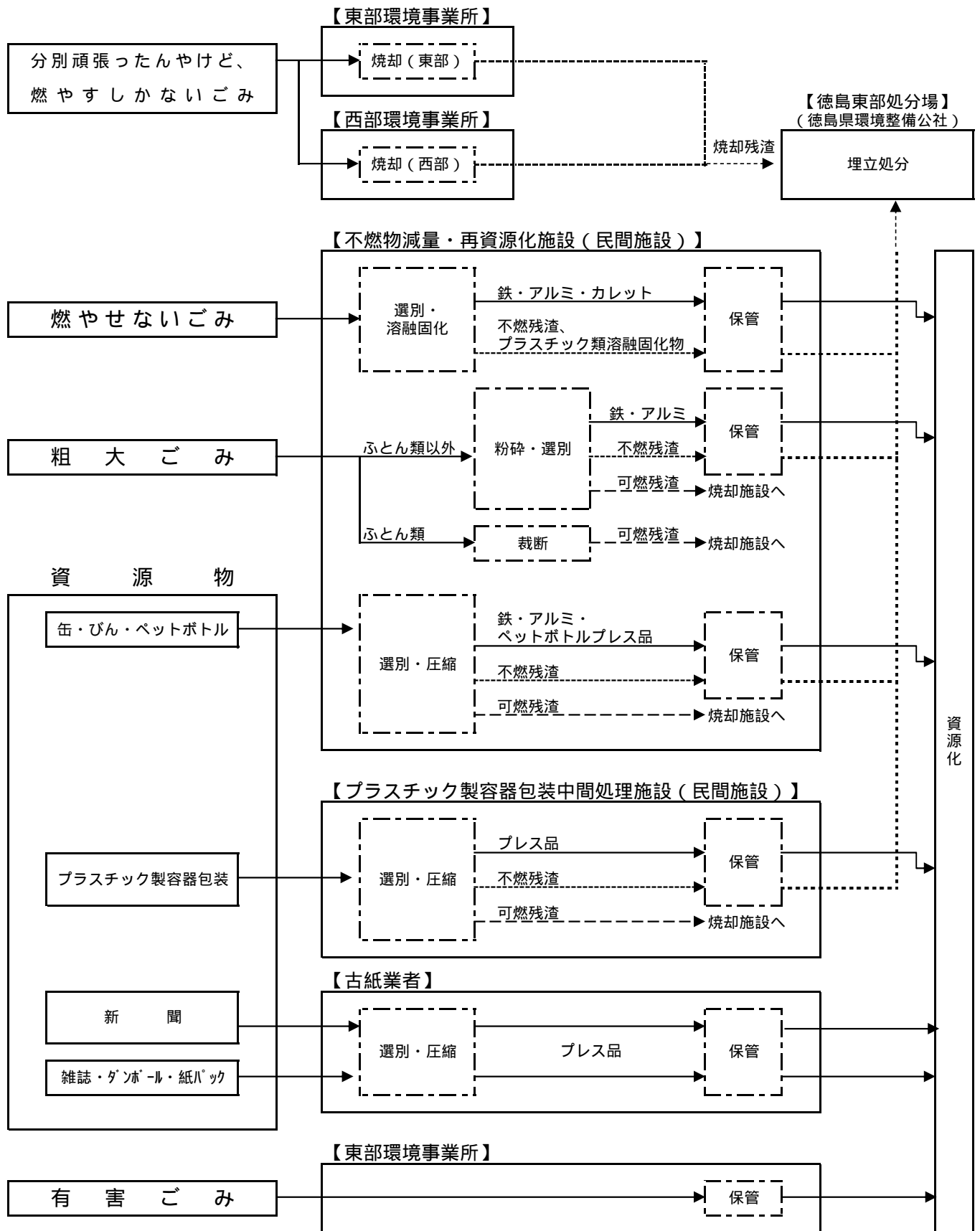
なお、焼却残渣や不燃物減量・再資源化施設及びプラスチック製容器包装中間処理施設で発生する不燃残渣は、(一財)徳島県環境整備公社が保有する徳島東部処分場に埋立処分している。

ごみ処分量の推移

(単位：t)

項目	年度	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
焼却		82,052	81,677	81,136	78,995	78,802	77,725	78,139	74,890	73,340	71,169	68,899
中間処理	搬入量	17,497	16,892	16,716	16,442	16,263	16,960	17,366	17,161	16,492	15,511	14,328
	有価物回収	2,805	2,683	2,736	2,625	2,576	2,635	2,303	2,316	2,436	2,397	2,067
	焼却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	再商品化	3,334	3,296	3,312	3,270	3,464	3,527	3,310	3,504	3,540	3,507	3,308
埋立	不燃残渣等	6,622	6,298	6,305	6,131	5,824	6,011	6,731	6,639	6,164	5,120	5,247
	焼却灰	11,505	11,507	11,502	11,206	10,900	10,866	10,775	9,839	9,650	9,483	9,205
	埋立計	18,127	17,805	17,807	17,337	16,724	16,877	17,506	16,478	15,814	14,603	14,452
古紙回収		5,287	5,105	4,729	4,383	4,251	4,324	4,111	4,490	4,620	4,384	4,048
有害ごみ委託処理		34	58	60	48	54	48	44	46	46	65	43
処分量合計 (~)		100,134	99,117	98,278	95,452	94,971	94,270	94,638	91,885	90,146	86,642	83,612

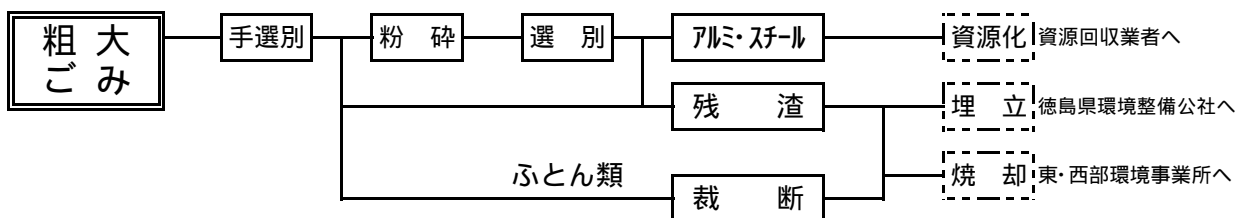
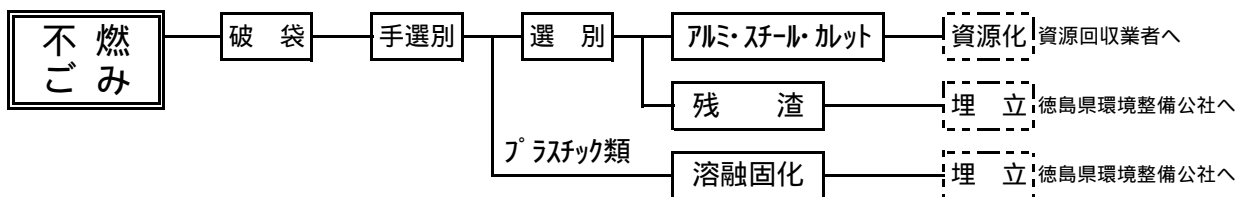
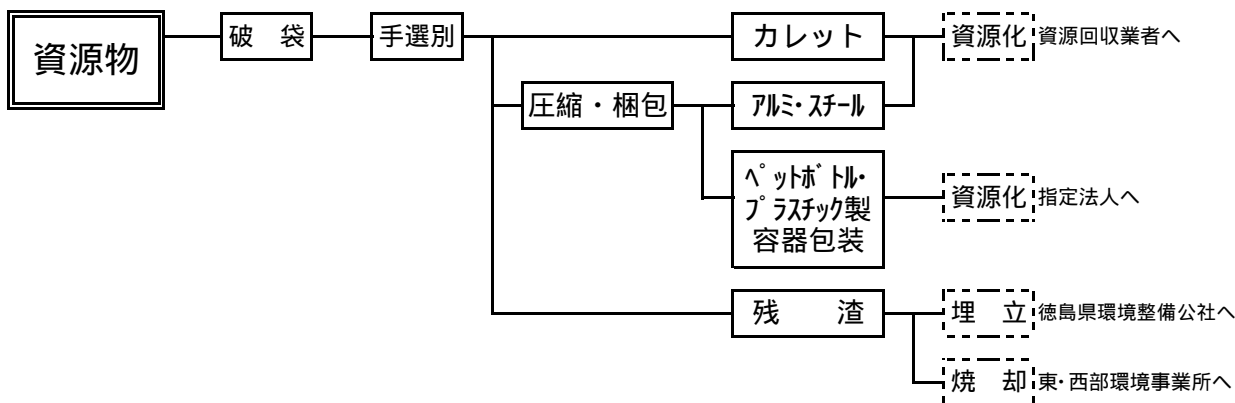
ごみ処理フロー



注) 缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装の一部は、西部環境事業所の廃棄物運搬中継施設で大型車に積み替えを行った後、民間施設に搬入している。

一般廃棄物減量再資源化事業

	飯 谷 町 不燃物減量・再資源化施設	丈 六 町 不燃物減量・再資源化施設	プラスチック製容器包装 中間処理施設
委託会社名	(株) 三 紅	(株) 三幸クレーンセンター	(株) 三幸クレーンセンター
所在地	徳島市津田海岸町 8 - 24	徳島市徳島本町 2 丁目16	徳島市徳島本町 2 丁目16
設置場所	徳島市飯谷町高良26 - 20	徳島市丈六町山根30 ~ 39- 2	徳島市東沖洲 2 丁目26 - 13
敷地面積	5,362.63㎡ (雑種地)	3,720.64㎡ (雑種地)	3,152.73㎡ (雑種地)
建物延床面積	1,240.24㎡	1,425.70㎡	2,556.28㎡
構造	鉄骨スレート平屋建	鉄骨スレート平屋建	鉄骨造 3 階建て
処理能力	4 3 t / 日	4 3 t / 日	2 1 t / 日
処理方法	機械選別及び手選別	機械選別及び手選別	機械選別及び手選別



最終処分場

施設名称	徳島東部処分場
所有者	一般財団法人徳島県環境整備公社
所在地	板野郡松茂町豊久字朝日野 6 番の地先
形式	管理型最終処分場
敷地面積	155,951㎡
可処分容量	588,386㎡ (令和6年3月末現在)
全体面積	21.7ha
護岸延長	1,940m
埋立処分容量	144万㎡ (一般廃棄物74万㎡、産業廃棄物13万㎡、陸上建設残土・港湾浚渫土砂57万㎡)
埋立開始	平成19年 4 月
受入期間	約10年

令和5年度東部環境事業所（焼却炉）稼働状況

月	区分	稼働日数 (日)	焼却量 (t)	残 灰 (t)	維持状況		
					電気使用量 (kWh)	用水使用量 (m ³)	重油使用量 ()
4月		30	2,627.27	468.59	367,727	9,829	469
5月		31	3,327.24	529.61	371,564	8,676	492
6月		27	2,826.88	369.52	323,796	6,271	1,415
7月		31	3,104.72	424.63	392,356	8,216	775
8月		31	2,850.36	406.44	400,784	7,390	917
9月		30	3,156.14	443.27	406,586	8,313	419
10月		31	3,500.28	455.22	399,375	9,033	476
11月		30	2,157.90	343.96	297,551	5,448	450
12月		31	2,173.23	312.91	298,966	5,961	3,662
1月		31	2,398.89	393.15	288,144	6,071	441
2月		29	2,973.26	395.32	334,950	7,527	2,994
3月		31	3,008.52	453.72	376,683	8,739	378
計		363	34,104.69	4,996.34	4,258,482	91,474	12,888

(注) 焼却量は、ごみピット投入量

令和5年度西部環境事業所（焼却炉）稼働状況

月	区分	稼働日数 (日)	焼却量 (t)	残 灰 (t)	維持状況		
					電気使用量 (kWh)	用水使用量 (m ³)	重油使用量 ()
4月		30	2,967.44	408.02	386,650	9,250	1,609
5月		31	2,975.32	344.29	382,550	8,660	2,362
6月		30	3,149.84	388.10	374,660	8,988	841
7月		31	2,703.77	311.30	372,870	8,098	1,001
8月		31	3,141.77	385.02	413,200	10,221	1,566
9月		30	2,403.65	319.95	377,870	7,192	1,172
10月		31	2,392.25	315.30	403,770	7,847	3,632
11月		30	3,498.75	356.14	380,470	8,940	1,633
12月		31	3,724.16	424.33	432,890	11,301	893
1月		31	3,227.84	381.07	411,590	9,589	1,165
2月		24	2,215.35	266.59	318,330	6,414	4,532
3月		31	2,394.46	309.02	381,091	7,290	1,905
計		361	34,794.60	4,209.13	4,635,941	103,790	22,311

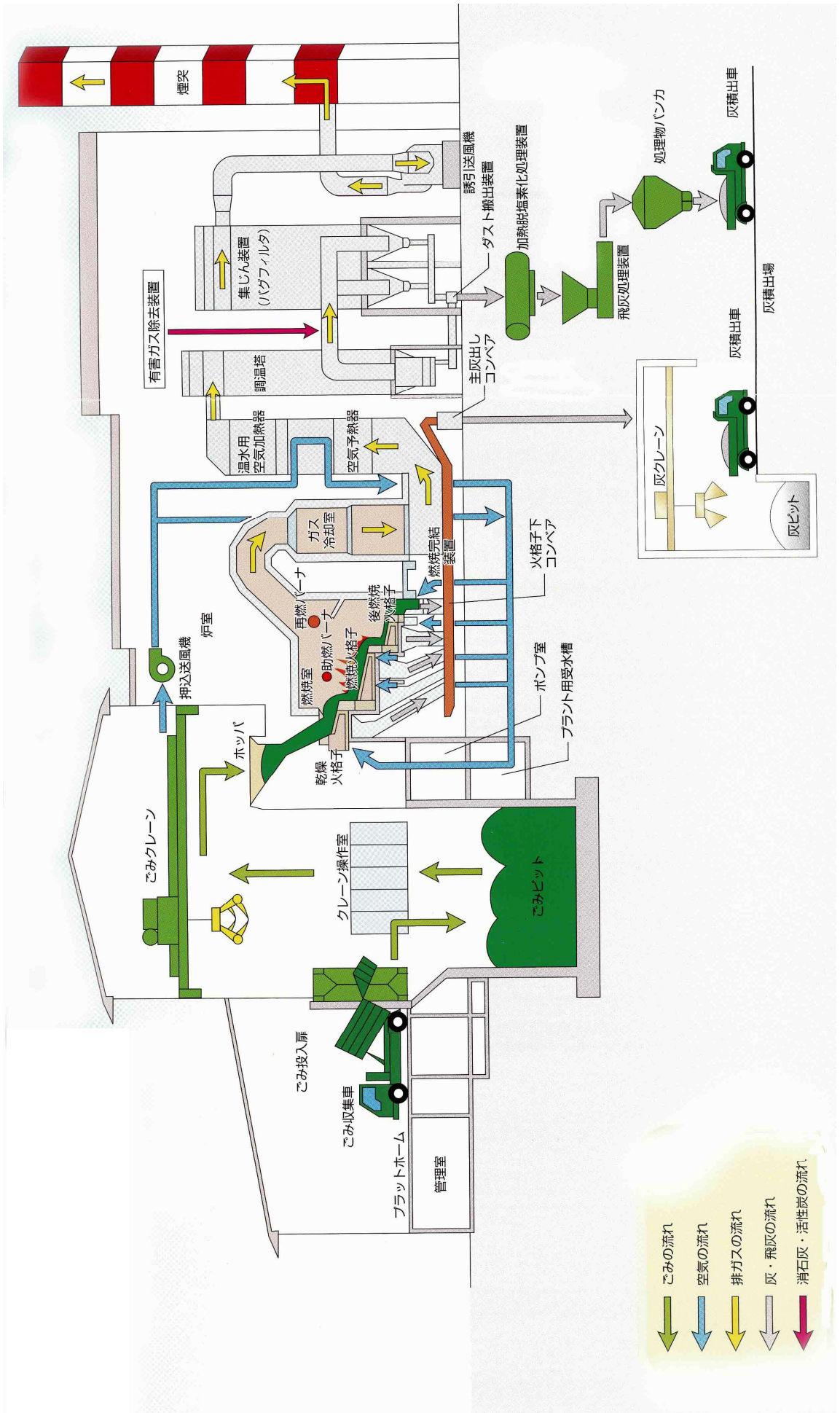
(注) 焼却量は、ごみピット投入量。用水使用量は再利用水含。

東部環境事業所ごみ焼却場の処理系統図

燃 焼 設 備			
焼却炉 (ストーカ式)	95 t / 24 h x	2	基
乾燥火格子	2	基
燃焼火格子	2	基
後燃焼火格子	2	基
燃焼完結装置	2	基
助燃用バーナー	2	基
ごみ供給設備			
ごみ投入扉	3	基
ダンプボックス	1	基
ごみクレーン	2	基
ごみホッパ	2	基
通風設備			
押込送風機	2	基
誘引送風機	2	基
風道・煙道設備	2	式
灰処理設備			
灰コンベア	3	基
スカム除去装置	2	基
灰クレーン	1	基
ガス冷却設備			
ガス冷却塔	2	基
調温塔	2	基
集じん設備			
バグフィルタ	2	基
飛灰処理設備			
ダスト搬出装置	2	式
加熱脱塩素化処理装置	1	基
飛灰処理装置	2	基
処理物バン	2	基
余熱利用設備			
空気予熱器	2	基
温水器	2	基
その他設備			
給水設備	1	式
有害ガス除去設備	2	式
塩化水素除去設備	2	式
電気設備	1	式
計装設備	1	式
非常用ディーゼル発電設備	1	式
配管設備	1	式
ごみ計量機	1	式
煙突	1	式

西部環境事業所ごみ焼却場の処理系統図

燃 焼 設 備			
焼却炉 (ストーカ式)	90 t / 24 h x	2	基
乾燥火格子	2	基
燃焼火格子	2	基
後燃焼火格子	2	基
燃焼完結装置	2	基
助燃用バーナー	2	基
ごみ供給設備			
ごみ投入扉	3	基
ダンピングボックス	1	基
ごみクレーン	2	基
ごみホッパ	2	基
通 風 設 備			
押込送風機	2	基
誘引送風機	2	基
風道・煙道設備	2	式
灰 処 理 設 備			
火格子コンベア	2	基
主灰出しコンベア	1	基
灰クレーン	1	基
燃焼ガス冷却設備			
ガス冷却塔	2	基
調温塔	2	基
集 じ ん 設 備			
バグフィルタ	2	基
飛 灰 処 理 設 備			
ダスト搬出装置	2	式
加熱脱塩素化处理装置	1	基
飛灰処理装置	2	基
処理物バンカ	2	基
余 熱 利 用 設 備			
空気予熱器	2	基
温水タンク	1	基
そ の 他 設 備			
給水設備	1	式
有害ガス除去設備	2	式
ごみ汚水蒸発設備	2	式
電気設備	1	式
計装設備	1	式
非常用ディーゼル発電設備	1	式
配管設備	1	式
ごみ計量機	1	式
煙突	1	式



廃棄物運搬中継処理施設の処理系統図

受入・供給設備

受入ホッパ	・・・・・・・・・・・・・・・・	1基
ダイビングボックス	・・・・・・・・・・・・・・・・	2基
防臭剤噴霧装置	・・・・・・・・・・・・・・・・	1基

圧縮設備

コンパクタ	・・・・・・・・・・・・・・・・	1基
油圧ユニット	・・・・・・・・・・・・・・・・	1基

移動設備

コンテナ移動装置	・・・・・・・・・・・・・・・・	1基
----------	------------------	----

集じん・脱臭設備

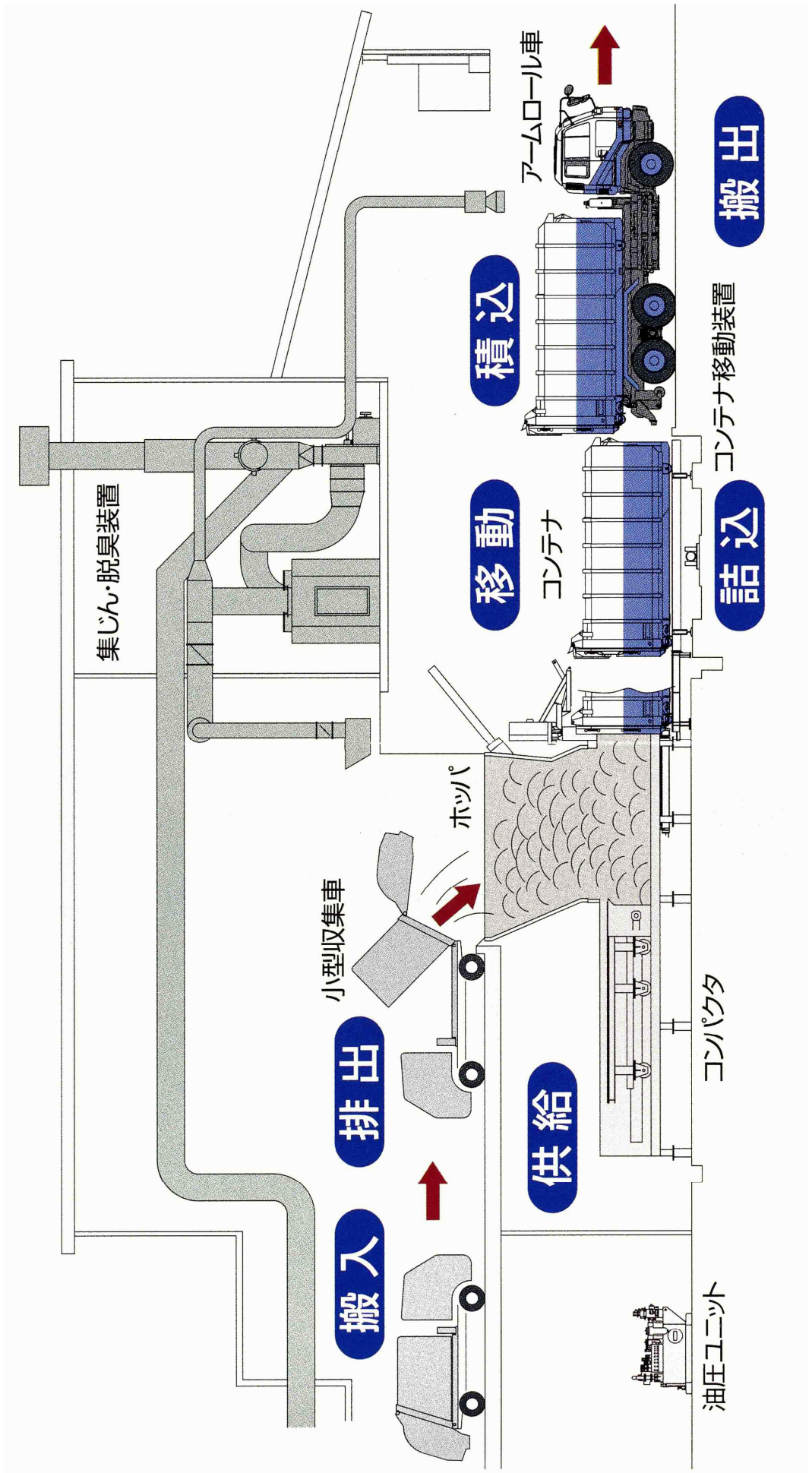
集じん装置	・・・・・・・・・・・・・・・・	1基
送風機	・・・・・・・・・・・・・・・・	1基
脱臭塔	・・・・・・・・・・・・・・・・	1基

コンテナ（二枚蓋板方式）

電気計装設備（集中制御方式）

その他

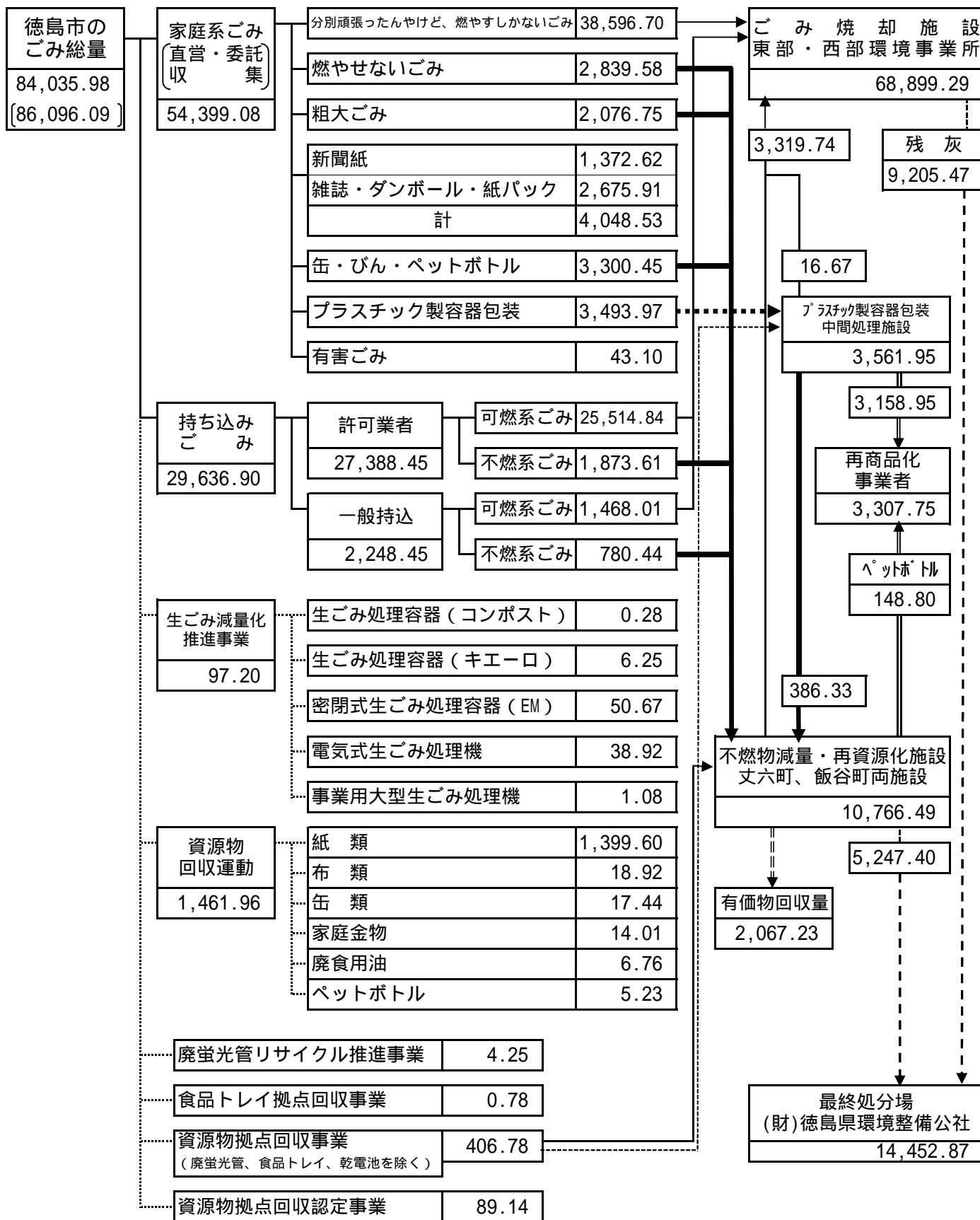
コンテナ保管庫



徳島市のごみ処理状況(令和5年度)

令和6年4月1日 作成

(単位：t)



(4) ごみの減量化と再資源化への取り組み

生活環境や自然環境を保全するためには、ごみの発生を抑制・コントロールするとともに、適正に分別し、減量化・再資源化を図る必要がある。

平成8年には、容器包装リサイクル法に基づき分別収集計画を策定し、平成11年4月から市内全域で資源物の分別収集を開始した。

平成16年10月には、容器包装リサイクル法の対象品目であるプラスチック製の容器や包装物を再資源化するために分別収集を開始し、8分別となっている。

平成26年度には、資源物の排出の利便性を向上させ、より一層のごみの減量・再資源化の推進を図るため、市民が気軽に資源物を持ち込みできる施設として、常設のエコステーションを開設、事業用大型生ごみ処理機購入費の補助や廃蛍光管の拠点回収も開始した。

また、家庭におけるごみの減量・再資源化を推進するために、資源物回収団体への支援や生ごみの堆肥化を進めるとともに、容器包装リサイクル法の対象品目である食品トレイの回収拠点を設置し、プラスチック製容器包装と並行しながらリサイクルを推進している。

そのほか、使用済み家庭用インクカートリッジの拠点回収事業や廃食用油の回収も実施している。

令和5年9月には、「徳島市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行い、今後の減量・再資源化に係る基本方針を定めた。

なお、現在は具体的な施策として、以下の取り組みを行っている。

ア

生ごみ減量対策事業

- 生ごみ処理容器購入補助（昭和61年～）
- 密閉式生ごみ処理容器交付及び講習会支援（平成7年～）
- ぼかしづくり団体支援（平成9年～）
- 電気式生ごみ処理機購入補助（平成13年度～）
- 生ごみ処理容器（キエー口）購入補助（令和4年～）

イ

資源物回収運動(昭和53年～)

ウ

資源物拠点回収

- 食品トレイ回収モデル事業（平成14年3月～）
- 使用済み乾電池回収
- 使用済み家庭用インクカートリッジ拠点回収（平成24年11月～）
- 廃蛍光管リサイクル推進事業（平成26年7月～）
- 徳島市エコステーションの開設（平成27年3月～）
- 徳島市認定田宮エコステーションの開設（令和5年10月～）

エ

ごみ減量啓発、広報活動の展開

- (a) ちりも積もれば・・・ごみ減量徳島市民大作戦
- (b) 市のマスコットキャラクター「ごみゼロん！」
- (c) その他の取り組み
 - ごみ処理施設見学会の開催
 - ごみ減量・啓発パンフレットの作成、配布
 - 分別説明会の開催
 - 事業所との懇談会の開催
 - 夏休み子どもごみスクールの開催
 - 小学校社会科副読本「ごみのおはなし」作成
 - 分別説明会、出前ごみスクール
 - 資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」配信

オ

エコショップの推進

生ごみ減量対策事業の実績と概要

* 生ごみ処理容器（コンポスト）助成基数

年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
基数	12	16	10	9	10	-	-	-	-	-
減量効果 (推計:t)	4	4	4	4	4	3	2	1	1	0

平成30年度で購入補助制度を廃止

* 生ごみ処理容器（キエー口）助成基数

年度	令和4	5
基数	70	77
減量効果 (推計:t)	2	6

令和4年度から購入費補助制度を開始

* 密閉式生ごみ処理容器交付数

年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
基数	260	265	200	243	146	113	287	172	188	149
減量効果 (推計:t)	61	63	59	79	72	65	54	59	50	51

* 電気式生ごみ処理機助成基数

年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
基数	67	63	53	72	65	50	72	77	77	80
減量効果 (推計:t)	34	36	32	42	40	39	34	39	37	39

* 事業用大型生ごみ処理機助成基数

年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
基数	2	0	0	0	0	-	-	-	-	-
減量効果 (推計:t)	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1

平成26年度から開始、平成30年度で購入補助制度を廃止

* 生ごみ減量対策事業の概要

	対象者	交付額等
生ごみ処理容器(コンポスト)購入補助 (H30年度で廃止)	本市に住所を有し、本市が指定した生ごみ処理容器を購入して設置する者	3,000円/基 (1世帯につき2基まで)
生ごみ処理容器(キエー口)購入補助 (R4年度から開始)	以下の条件を全て満たす者 市内に住所を有し、かつ、居住していること 自己の責任において、処理容器の適切な管理ができること	処理容器の本体購入価格の1/2 購入価格は、消費税及び地方消費税額を含む 上限額は、6千円/台 1世帯につき1台まで
密閉式生ごみ処理容器交付	本市に住所を有し、積極的に生ごみを堆肥化し減量化に努める意思がある者	上限200基、無料 (1世帯につき1基まで)
講習会支援	密閉容器での生ごみ処理等について地域で講習会を開催する場合に支援を受けようとする団体	
ぼかしづくり団体支援	ボランティアでぼかしを作り、希望市民に提供しようとする団体	
電気式生ごみ処理機購入補助	以下の条件を全て満たす者 市内に住所を有し、かつ、居住していること 自己の責任において、処理機の適切な管理ができること 処理機の利用によってできる堆肥等の自家処理に努めること	処理機の本体購入価格の1/2 購入価格は、消費税及び地方消費税額を含む 上限額は、2万円/基 1世帯につき1基まで
事業用大型生ごみ処理機購入補助 (H30年度で廃止)	以下の条件を全て満たす者 市内に事業所等を有する事業者であること 市内の事業所等から排出される生ごみを自ら処理するため、新品の生ごみ処理機を購入又はリース契約により、当該事業所等に設置するものであること 市税を滞納していないこと 事業を営む個人にあっては、市内に市民登録があり、かつ、居住していること 本市のごみの減量化施策に適合していること	生ごみ処理機購入の場合 本体購入価格と設置費用の合計額の1/2 合計額は、消費税及び地方消費税額を含む 上限額は、50万円/基 リース契約の場合 当該年度リース料の1/2 上限額は、40万円/年 5年間に限る

資源物回収運動

石油危機を契機として「有限資源」の観念が強まり、本市ではリサイクル運動の一つとして昭和53年度から「資源物回収運動」を実施してきた。

この回収運動は、市へ登録した衛生組合、町内会、子ども会などの団体が古紙、缶類、衣類、廃食用油等を回収業者へ売却したときに、各団体に対して回収量に応じ、売却代金とは別に、本市が奨励金を支払うものである。

奨励金を支払うことにより古紙市場等の変動にかかわらずこの運動が継続され、リサイクルに関する意識の向上とごみの減量化が図られており、また、地域の住民が協力して回収に取り組むことにより、住民の連帯感の高揚や地域活動の活発化にも役割を果たしている。

なお、平成19年4月から廃食用油を回収品目に加えている。

資源物回収運動実施登録団体数

(令和6年4月1日現在)

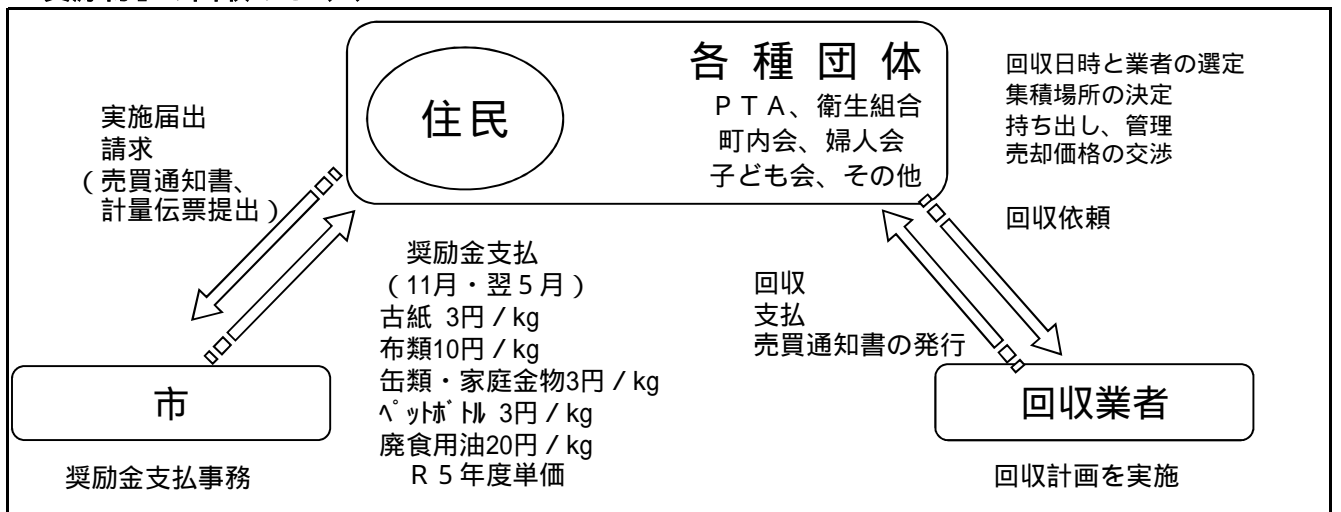
団体種別	町内会 自治会	衛生組合	子ども会 ・親子会	P T A	青年会 婦人会 老人会	その他	計
登録団体数	86	22	62	61	20	89	340

資源物回収実績

(単位：t)

年度 項目	平成30	令和元年度から 項目変更	令和元	2	3	4	5
紙類	2,996.43		2,494.04	1,729.90	1,653.32	1,564.06	1,399.60
金属類	96.26	缶類	54.44	24.97	22.96	21.07	17.44
		家庭金物	19.43	15.42	15.43	12.27	14.01
布類	54.24		51.24	25.08	24.34	20.83	18.92
びん類	0.00						
廃食用油	13.18		10.99	8.95	8.88	7.14	6.76
ペットボトル	24.04		21.99	4.51	4.76	5.62	5.23
計	3,184.15		2,652.13	1,808.83	1,729.69	1,630.99	1,461.96
交付金額(円)	16,483,900		8,473,900	5,729,400	5,486,600	5,137,200	4,612,500

「資源物」の回収のしくみ



資源物拠点回収

食品トレイ拠点回収実績表

設置箇所 70箇所

年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5
回収量(kg)	339.84	352.99	348.19	782.72	779.84	759.68	782.08

廃蛍光管回収実績表

平成26年7月から開始 設置箇所 38箇所

年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5
回収量(t)	3.00	3.57	3.54	4.13	4.37	4.22	4.25

徳島市エコステーション

徳島市では、多様な資源物の回収ルートを確保するとともに、市民の利便性向上を図るため、常設の資源物回収施設として、平成27年3月城東町二丁目に「徳島市エコステーション」を開設した。

この施設では、徳島市民が、いつでも気軽にアルミ缶やスチール缶、古紙など21品目の資源物等を持ち込むことができる。回収した資源物等は、すべてリサイクル処理をするため、ごみの減量とリサイクル率の向上が見込まれる。

1月1日～3日を除く毎日開設し、開設時間は平日は10時から19時まで、土・日・祝日は10時から17時までで、係員1名以上が常駐している。

* 徳島市エコステーション回収実績 (単位: kg)

年度 品目	令和2	3	4	5
アルミ缶	2,698.0	2,869.0	3,083.0	2,961.0
スチール缶	1,299.0	1,233.0	1,328.0	1,295.0
無色びん	5,544.0	5,887.0	6,651.0	6,889.0
茶色びん	4,542.0	4,694.0	5,184.0	5,246.0
その他のびん	3,430.0	4,109.0	4,512.0	4,527.0
ペットボトル	6,019.0	6,876.0	7,580.0	7,456.0
新聞紙	63,547.0	70,168.0	63,770.0	60,037.0
雑誌	120,173.0	114,828.0	103,277.0	89,626.0
段ボール	93,682.0	99,999.0	101,301.0	97,324.0
紙パック	1,892.0	2,028.0	1,946.0	1,787.0
雑がみ	48,705.0	47,620.0	49,228.0	49,766.0
食品トレイ	528.0	598.0	623.0	682.0
プラスチック	11,467.0	14,498.0	16,314.0	17,376.0
古布	63,117.0	68,454.0	64,507.0	57,305.0
カートリッジ	98.0	123.0	127.0	167.0
乾電池	5,045.0	6,125.0	5,791.0	5,804.0
蛍光管	1,261.0	1,286.0	1,156.0	981.0
食用油	4,787.0	4,409.0	4,032.0	4,435.0
羽毛布団	673.0	424.0	417.0	344.0
小形充電式電池	226.0	263.0	210.0	200.0
携帯電話	34.0	57.0	51.0	35.0
合計	438,767.0	456,548.0	441,088.0	414,243.0

* 徳島市エコステーション利用人数 (単位: 人)

年度 地区	令和2	3	4	5
内 町	1,216	1,429	1,453	1,352
新 町	216	258	301	363
西富田	152	208	164	183
東富田	710	961	972	1,045
昭 和	2,162	2,376	2,340	2,229
渭 東	12,607	14,245	14,821	15,902
渭 北	5,529	6,025	6,481	6,684
佐 古	1,310	1,560	1,436	1,518
沖 洲	10,718	11,837	12,129	12,169
津 田	2,425	2,864	2,633	3,024
加茂名	2,231	2,617	2,666	2,487
加 茂	3,402	3,892	3,592	3,372
八 万	2,882	3,479	3,538	3,522
勝 占	2,188	2,611	2,731	2,815
多家良	415	508	635	624
不 動	116	109	123	91
入 田	28	46	29	48
上八万	812	1,095	1,062	923
川 内	5,247	5,714	5,711	6,292
応 神	243	285	286	284
国 府	708	711	847	1,106
南井上	279	419	416	262
北井上	57	52	38	46
合 計	55,653	63,301	64,404	66,341

徳島市認定田宮エコステーション

徳島市では、市民の利便性向上を図るため、徳島市が開設している城東町のエコステーションに加え民間事業者である新平和製紙有限会社との連携により、令和5年10月に南田宮四丁目に認定エコステーション「徳島市認定田宮エコステーション」を開設した。

この施設では、徳島市民が、いつでも気軽にアルミ缶やスチール缶、古紙など13品目の資源物等を持ち込むことができる。回収した資源物等は、すべてリサイクル処理をするため、ごみの減量とリサイクル率の向上が見込まれる。

1月1日～3日を除く毎日開設し、開設時間は平日、土日、祝日を問わず、10時から16時までで係員1名以上が常駐している。

* 徳島市認定田宮エコステーション回収実績 (単位: kg)

年度 品目	令和5
アルミ缶	580.0
スチール缶	170.0
ペットボトル	450.0
新聞紙	11,170.0
雑誌	26,670.0
段ボール	21,130.0
紙パック	525.0
雑がみ	13,720.0
古布	13,200.0
カートリッジ	43.0
羽毛布団	48.0
携帯電話	22.0
シュレッダー紙	1,410.0
合 計	89,138.0

* 徳島市認定田宮エコステーション利用人数 (単位: 人)

年度 地区	令和5
内 町	56
新 町	26
西富田	11
東富田	27
昭 和	54
渭 東	33
渭 北	320
佐 古	779
沖 洲	11
津 田	24
加茂名	856
加 茂	3,364
八 万	87
勝 占	50
多家良	20
不 動	29
入 田	41
上八万	66
川 内	53
応 神	19
国 府	171
南井上	50
北井上	16
合 計	6,163

令和5年度については、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの実績である。

(5) 不法投棄及び廃棄物の野外焼却の禁止

不法投棄の禁止

本市域内におけるごみの不法投棄は、特に河川敷、堤防、山間部に多くみられ、また、ごみの集積場への早出しや後出し及び事業系ごみの排出なども多い。その種類も建築廃材や農業用ビニールなどの産業廃棄物に加え、自転車、家電製品などの一般廃棄物など多種多様であり、また家電リサイクル法の施行により、あからさまな廃家電の投棄も目立つようになってきた。

本市では、次のような対策を講じているが、不法投棄はあとをたたく十分な成果をあげるまでには至っていない。

- 1) 不法投棄パトロールの実施
- 2) 不法投棄防止看板の設置
- 3) ごみの減量化推進員による不法投棄の通報
- 4) 地域住民による投棄物の撤去作業協力
- 5) 不法投棄監視カメラの設置

廃棄物の野外焼却の禁止

平成13年4月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が一部改正され、廃棄物（ごみ）を野外焼却することが一部の例外を除いて禁止となっている。本市では特に郊外での焼却の苦情が多く、落ち葉や剪定木、紙ごみなどを焼却しているケースが多く、市民などからの通報や苦情があれば現場確認をし、焼却を止めるよう指導したうえで、市で収集を行っているものについては収集日に適正に排出してもらうよう促している。

* 不法投棄・集積場への不適正排出・焼却苦情の実績集計表

(単位：件)

項目	年度	令和元	2	3	4	5
不法投棄		146	98	58	40	40
集積場所への不適正排出		14	21	5	4	1
焼却苦情		25	30	26	8	16

* 不法投棄による家電4品目処理の実績報告書

(単位：件)

項目	年度	令和元	2	3	4	5
テレビ		41	37	23	17	6
エアコン		4	2	0	0	1
冷蔵庫・冷凍庫		20	18	6	11	3
洗濯機・衣類乾燥機		13	11	6	2	1

3 ごみ処理事業

一般廃棄物（ごみ）許可業者一覧

令和6年4月1日現在

(50音順)

業 者 名	許可区分	従業員数 (人)	車両台数 (台)	備 考
ア ッ ト ワ ン ス (株)	収集・運搬	4	4	徳島市全域
(株)三幸クリーンサービスセンター	収集・運搬	17	14	徳島市全域
太 陽 清 掃	収集・運搬	4	5	徳島市全域
(有) 堤 商 店	収集・運搬	6	6	徳島市全域
(有) 南 海 ク リ ー ン	収集・運搬	4	4	徳島市全域
林クリーン・サービス(株)	収集・運搬	4	3	徳島市全域
(株) 毎 日 ク リ ー ン	収集・運搬	6	9	徳島市全域
(有) み ど り 清 掃	収集・運搬	22	10	徳島市全域
宮 田 ク リ ー ン	収集・運搬	3	2	徳島市全域
(有) 山 岡 清 掃 社	収集・運搬	15	11	徳島市全域
(株) ヤ ン グ ク リ ー ン	収集・運搬	63	17	徳島市全域
ワコウクリーンサービス(株)	収集・運搬	13	9	徳島市全域
サ カ エ 清 掃	収集・運搬	4	3	限定区域
(有)徳島清掃管理センター	収集・運搬	2	3	限定区域
計		167	100	

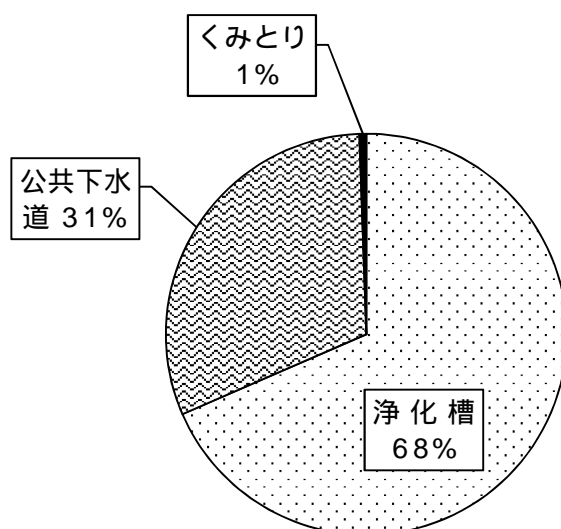
4 し尿処理事業

(1) 概 説

本市のし尿収集は、許可業者(地区別担当制、10業者)が行っており、収集したし尿は、し尿処理施設で処理している。

なお、し尿のくみとり料金については、一般家庭の場合は人頭制、事業所・アパートなどの場合は従量制を採用し、原則、毎月1回の定期収集で、料金はその都度業者に支払われる。

し尿処理方法別の人口比



令和6年4月1日現在

し尿くみとり料金

令和元年10月1日改定

人 頭 制	基 本 料 金	298円(1人1ヶ月)	
	回 数 料 金	普通便槽	265円
		無臭便槽	779円
従 量 制	18リットルまでごとにつき	170円	

(2) し尿の収集・運搬

し尿収集量の推移

(単位 : kℓ)

項目		年度							
		平成 2 8	2 9	3 0	令和元	2	3	4	5
直 営		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
許 可 業 者	生 し 尿	4,277.5	4,087.5	4,010.0	3,963.7	3,954.1	2,657.2	2,205.0	2,138.5
	浄化槽汚泥	68,119.1	68,332.4	68,951.3	70,674.0	72,662.2	74,404.1	76,080.0	78,716.7
	小 計	72,396.6	72,419.9	72,961.3	74,637.7	76,616.3	77,061.3	78,285.0	80,855.2
そ の 他	生 し 尿	-	-	-	-	-	-	-	-
	浄化槽汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計		72,396.6	72,419.9	72,961.3	74,637.7	76,616.3	77,061.3	78,285.0	80,855.2

一般廃棄物(し尿)処理業・浄化槽清掃業許可業者一覧

令和6年4月1日 現在

(5 0 音順)

業 者 名	許 可 区 分	従業員数 (人)	車両台数 (台)	備 考
(有) ア ク ア	収集・運搬、清掃	9	5	限 定 区 域
(有) 井 内 開 発	収集・運搬、清掃	12	5	同 上
斎 藤 産 業 (株)	収集・運搬、清掃	28	5	同 上
城 南 清 掃 (有)	収集・運搬、清掃	8	5	同 上
(有) た い ち	収集・運搬、清掃	15	6	同 上
(有) 大 徳	収集・運搬、清掃	11	4	同 上
(有) 徳 島 衛 生 社	収集・運搬、清掃	13	6	同 上
(有) 光 エ ン テ ッ ク ス	収集・運搬、清掃	47	4	同 上
(有) 山 岡 清 掃 社	収集・運搬、清掃	15	5	同 上
(有) 山 口 清 掃 店	収集・運搬、清掃	10	4	同 上
(株)三幸クリーンサービスセンター	清 掃	5	-	徳島市全域
(協)徳島県浄化槽管理センター	清 掃	14	-	同 上
計		187	49	

(注) 収集運搬：し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者、清掃：浄化槽清掃許可業者

(3) し尿の処理・処分

収集されたし尿は、浄水苑第一工場〔希釈曝気・活性汚泥法処理方式、処理能力120 kℓ/日：昭和53年3月完成〕と浄水苑第二工場〔標準脱窒素処理方式、処理能力150 kℓ/日〕の2施設で衛生的に処理している。

昭和56年7月には、処理水質の向上を図るため、し尿高度処理施設〔凝集沈殿法、処理能力5,400 m³/日〕を建設し、また、浄水苑第二工場の旧施設が老朽化したため、この跡地に4か年継続事業で改築し、昭和59年3月末に完成した。

し尿搬入量の推移

(単位 : kℓ)

年度 \ 区分	直 営	業 者	そ の 他	合 計
平成21	0.0	67,493.4	12.5	67,505.9
22	0.0	67,353.4	0.0	67,353.4
23	0.0	68,017.1	0.0	68,017.1
24	0.0	68,533.4	0.0	68,533.4
25	0.0	69,829.4	0.0	69,829.4
26	0.0	70,329.1	0.0	70,329.1
27	0.0	71,637.0	0.0	71,637.0
28	0.0	72,396.6	0.0	72,396.6
29	0.0	72,419.9	0.0	72,419.9
30	0.0	72,961.3	0.0	72,961.3
令和元	0.0	74,637.7	0.0	74,637.7
2	0.0	76,616.3	0.0	76,616.3
3	0.0	77,061.3	0.0	77,061.3
4	0.0	78,285.0	0.0	78,285.0
5	0.0	80,855.2	0.0	80,855.2

(注) 平成21年度のその他は持込分

令和5年度 し尿処理場薬品使用状況

薬品名	使用量
硫酸	410
苛性ソーダ	6,871 kg
高分子凝集剤	8,805 kg
次亜塩素酸ソーダ	17,502
メタノール	0
硫酸バンド	69,026
活性炭	新炭 2.6 m ³
	再生炭 25.8 m ³
塩酸	0 kg

し尿処理量の推移

(単位: kℓ)

年度 \ 区分	第一工場	第二工場	計
平成23	28,094.6	39,922.5	68,017.1
24	29,211.2	39,322.2	68,533.4
25	30,123.4	39,706.0	69,829.4
26	31,001.3	39,327.8	70,329.1
27	31,547.6	40,089.4	71,637.0
28	30,521.0	41,875.6	72,396.6
29	29,637.7	42,782.2	72,419.9
30	29,050.5	43,910.8	72,961.3
令和元	31,019.2	43,618.5	74,637.7
2	33,128.7	43,487.6	76,616.3
3	33,449.9	43,611.4	77,061.3
4	33,812.0	44,473.0	78,285.0
5	35,021.3	45,833.9	80,855.2

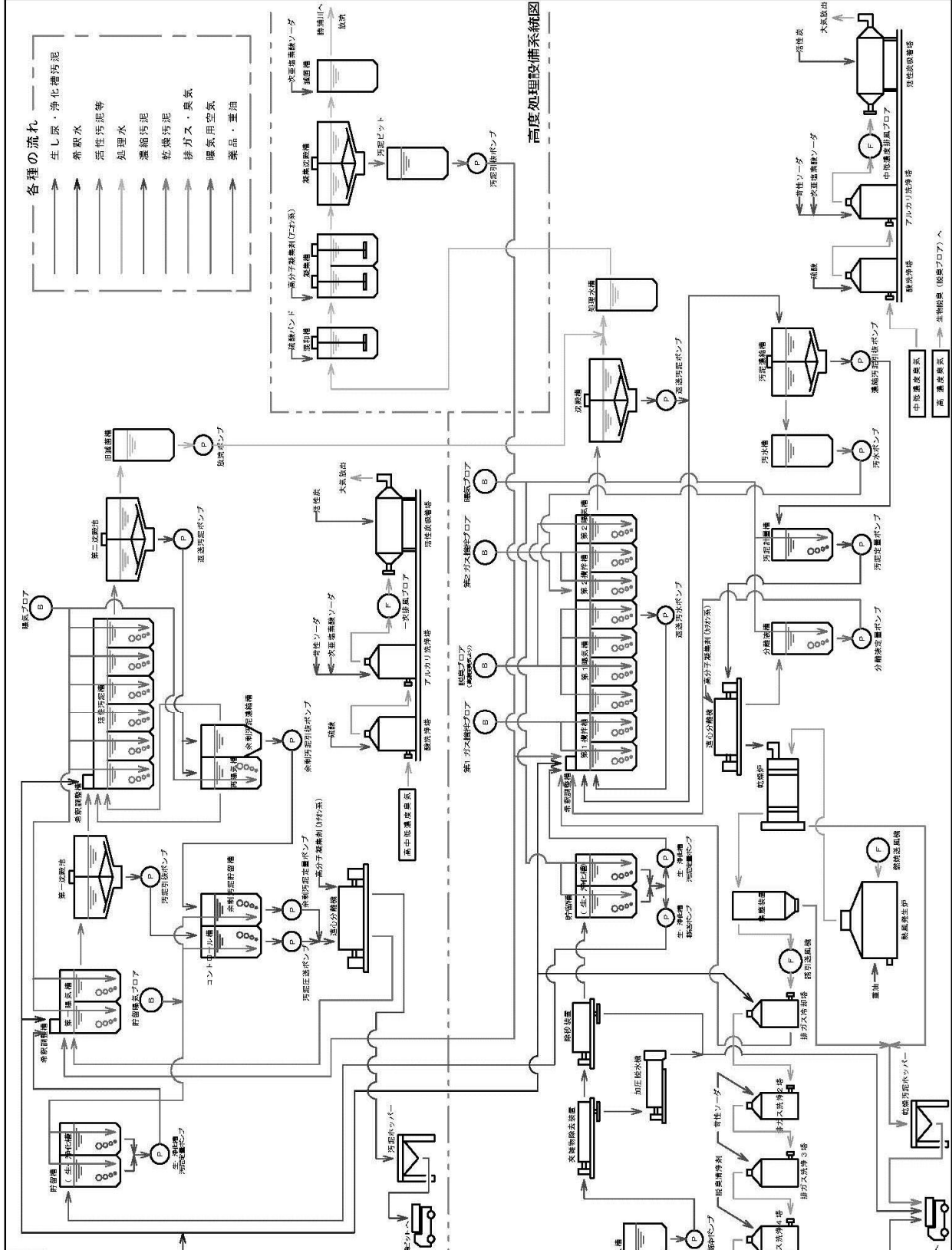
令和5年度 し尿処理場稼働状況

区分 月	搬入日数	搬入量			維持状況	
		許可業者		持ち込み	電力使用量 (kWh)	重油使用量 ()
		し尿 (k)	浄化槽汚泥 (k)	浄化槽汚泥 (k)		
4月	20	185.43	6,464.08	0.00	269,585	21,741.5
5月	20	180.76	6,423.80	0.00	263,205	23,399.8
6月	22	203.39	7,224.62	0.00	276,763	21,290.3
7月	20	178.60	6,578.94	0.00	277,647	20,396.5
8月	21	170.01	6,360.26	0.00	254,892	20,421.3
9月	20	163.39	6,097.42	0.00	255,753	17,628.9
10月	21	150.81	6,700.43	0.00	258,294	15,945.4
11月	20	164.34	6,422.19	0.00	253,408	15,661.7
12月	21	197.90	7,187.80	0.00	256,500	18,666.4
1月	19	162.83	5,787.53	0.00	254,210	19,963.6
2月	19	193.24	6,258.27	0.00	252,280	14,835.3
3月	20	187.79	7,211.35	0.00	274,574	21,733.1
計	243	2,138.49	78,716.69	0.00	3,147,111	231,683.8

令和5年度 放流水水質（平均値）

項目 月	pH	浮遊物質量 SS(mg/)	生物化学的 酸素要求量 BOD(mg/)	化学的 酸素要求量 COD(mg/)	全リン T-P(mg/)	全窒素 T-N(mg/)	大腸菌群数 (個/cm ³)
4月	6.91	2.0	<0.5	3.9	0.05	6.1	23
5月	6.95	2.4	<0.5	3.4	0.05	4.1	131
6月	6.93	2.9	<0.5	3.9	0.09	6.3	48
7月	6.89	2.3	<0.5	3.0	0.09	7.1	6
8月	6.88	2.5	<0.5	2.5	0.06	8.2	16
9月	6.79	2.0	<0.5	2.8	0.05	10.4	9
10月	6.89	2.4	<0.5	3.9	0.06	8.0	22
11月	6.80	2.4	<0.5	3.4	0.06	9.7	45
12月	6.91	3.1	0.6	4.7	0.11	8.0	12
1月	6.93	3.6	<0.5	3.9	0.09	7.2	6
2月	6.92	3.9	<0.5	4.2	0.10	7.2	62
3月	6.91	3.6	<0.5	4.1	0.18	7.0	7
年度平均	6.89	2.7	<0.5	3.6	0.08	7.5	36
排水 基準	5.8～8.6	200 (日平均150)	40 (日平均30)	-	16 (日平均8)	120 (日平均60)	日平均 3,000

し尿処理施設フロー図



第一工場の処理系統図
第二工場の処理系統図

5 環 境 衛 生 事 業

(1) 予算・決算

令和6年度 衛生関係事業当初予算

<歳入>

(単位：千円)

費目		金額	説明
款	節		
使用料及び手数料	保健衛生手数料	22	消毒手数料
		8,210	狂犬病予防対策手数料
県支出金	保健衛生費県補助金	135	犬の飼育者表示標識交付事務費県補助金
		414	犬猫不妊去勢手術推進事業費県補助金
財産収入	利子及び配当金	1	墓地管理基金利子
計		8,782	

水道関係補助金を除く。

<歳出>

(単位：千円)

費目		金額	説明
款・項	目		
衛生費・保健衛生費	環境衛生費	38,884	会計年度任用職員給与等
			衛生害虫駆除費
			徳島アルゼンチンアリ対策協議会負担金
			狂犬病予防対策費
			犬猫不妊去勢手術推進事業費
			環境衛生組合助成事業費
			墓地管理費

正規職員人件費、環境衛生費内の他会計への繰出金及び水道関係補助金等は除く。

令和5年度 衛生関係事業決算状況

<歳入>

(単位：千円)

区分	合計	特定財源				
		使用料及び手数料	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
衛生費	9,037	8,078		441		518

水道関係補助金を除く。

<歳出>

(単位：千円)

費目		金額
項	目	
保健衛生費	環境衛生費	31,377

正規職員人件費、環境衛生費内の他会計への繰出金及び水道関係補助金等は除く。

(2) 衛生害虫駆除

蚊のいない清潔で快適な生活環境をつくるため、計画的に下水道、側溝等の害虫駆除を行っている。
夏期には、ボウフラ駆除のため、発生源となっている大溝等の駆除を重点的に行い、冬期には、夏期の駆除対策の参考とするため、綿密な調査をしている。

駆除用機器保有状況

令和6年3月31日

名 称	台 数	備 考
動力噴霧器	2	軽自動車搭載用
動力二兼機	2	油剤噴霧用
肩掛噴霧器	5	
エレクトリックミスター	1	

薬剤散布・配布の状況

薬 剤 名		年 度							
		平成 20	21	22	23	24	25	26	27
油 剤 ()	直営散布	0	0	0	0	0	0	0	0
乳 剤 ()	直営散布	404	402	480	679	635	569	403	467
防疫用殺虫剤 ()	直営散布	547	482	525	503	515	11	0	0
	委託散布	-	-	-	-	-	429	421	382
不快害虫用殺虫剤 ()	衛生組合散布	295	246	253	243	236	241	227	236
ねずみ駆除薬 (袋)	衛生組合散布	15,128	14,948	11,992	14,050	12,886	12,404	13,613	12,678
外ゾール 100Mℓ (本)	水害時散布	0	943	0	0	0	0	449	0

薬 剤 名		年 度							
		平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5
油 剤 ()	直営散布	0	0	0	10	0	0	0	0
乳 剤 ()	直営散布	258	270	305	214	222	202	118	74
防疫用殺虫剤 ()	直営散布	3	28	19.8	12.8	13.8	23.1	14.8	15.6
	委託散布 (メトプレン剤)	419	414	405	163	162	122	120	124
	委託散布 (スミラブ発泡錠/箱)	-	-	-	232	220	228	220	228
不快害虫用殺虫剤 ()	衛生組合散布	241	229	222	-	-	-	-	-
ねずみ駆除薬 (袋)	衛生組合散布	10,354	10,404	8,494	-	-	-	-	-
外ゾール 100Mℓ (本)	水害時散布	267	0	0	-	-	-	-	-
塩化ベンザルコニウム 500Mℓ (本)	水害時散布	-	-	-	0	0	0	0	0

スミラブ発泡錠 1箱100錠入

(3) 狂犬病予防対策（野犬対策）

狂犬病予防法に基づき、犬の登録、予防注射を実施している。

野犬対策として、野犬害に対する市民の要望に応じ、県動物愛護管理センターにより、地元から依頼のあった地区で掃討している。

平成29年度からは地域における飼い主のいない猫の減少を図るため不妊・去勢手術費用の助成を開始している。

犬の登録・予防注射実施状況

(単位：頭)

年度 区分	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5
登録頭数	887	1,012	1,047	1,000	1,083	1,180	1,276	1,166
予防注射頭数	6,903	6,937	7,198	7,265	7,488	7,870	7,851	8,181

令和5年度 狂犬病予防業務実績

(単位：頭)

原簿記載 頭数	登録申請数	登録原簿送付 に係る件数		死亡届件数	放棄犬件数	狂犬病予防注射 件数	
		転入	転出			集合	個別
11,758	1,166	354	366	1,059	37	1,646	6,535

犬の捕獲、引取、返還、譲渡、処分状況

(単位：頭)

年度 区分	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5
捕獲頭数	66	66	85	52	49	30	32	33
引取頭数	60	56	64	59	34	38	27	27
返還頭数	51	60	44	31	38	31	22	15
譲渡頭数	39	19	30	26	18	26	19	14
処分頭数	43	42	76	37	31	10	16	23

資料提供：徳島県動物愛護管理センター

猫の引取、返還、譲渡、処分状況

(単位：頭)

年度 区分	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5
引取頭数	77	70	69	121	128	37	13	55
返還頭数	-	-	1	2	4	2	3	0
譲渡頭数	39	13	13	43	63	17	5	44
処分頭数	43	57	54	60	61	18	5	12

資料提供：徳島県動物愛護管理センター

捕獲、引取、譲渡、処分は年度が異なることがあるので、一致しない。

犬猫不妊・去勢手術実施状況

徳島市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業

(単位：頭)

年度	区分	補助枠	応募頭数	実績		
				不妊	去勢	計
令和3		80	125	41	45	86
4		80	126	49	52	101
5		80	167	53	41	94

補助開始 平成29年度

補助上限額 平成29年度～30年度 1頭につき 5,000円

令和元年度から 1頭につき 10,000円

補助枠については80頭を予定していたが、手術費用の額が助成金額の上限を下回る申請が複数あった。

そのため、予算の範囲内で対応可能な頭数を追加で受け付けた。

徳島市犬猫不妊・去勢手術推進事業

(単位：頭)

年度	区分	補助枠	応募頭数	実績				
				犬		猫		計
				不妊	去勢	不妊	去勢	
平成29		200	271	37	20	83	60	200
30		200	283	26	21	93	60	200
令和元		100	251	19	19	38	24	100

補助開始 平成4年度

補助額 1頭につき 5,000円

補助枠 100頭(令和元年度)

補助枠経過 平成8～17年度 300頭

平成18～21年度 100頭

平成22～30年度 200頭

事業廃止 令和元年度末(R2.3.31)

(4) 空き地に放置された雑草の除去

空き地に雑草が生い茂り放置されることにより、害虫の生息地となるなど清潔な生活環境が阻害される一因となっているため、本市では、いわゆる草刈り条例を昭和51年3月に制定し、雑草除去の指導にあたっている。

雑草処理状況

区分 \ 年度	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5
刈り取り指導数 (件)	203	276	190	164	149	144	200	181	149

(5) 環境衛生組合

衛生組合の沿革

当初は、環境衛生の向上を図る目的で、昭和32年に常三島衛生組合が発足し、翌33年に65組合の設立をみたので、組合間の連絡調整及び共同活動を容易にするため、単位組合を統括する徳島市衛生組合連合会(65組合)が結成された。

令和6年3月末現在、812組合(36,664世帯)の加入となっている。

一方、全市における加入率は、30%となっている。

近年衛生組合活動は、下水排水路等の都市整備に伴い、環境衛生活動から地球環境保護へと移行してきている。

また、平成12年度からは、家電リサイクル法の施行などにより近年増加している不法投棄対策や下水道普及の立ち遅れから家庭でできる河川浄化対策の2つのテーマについて、特別委員会を設置して地域ぐるみで対応に取り組んでいる。

平成15年度には、要綱を設けて、新たに総務企画部会、環境保健部会、広報部会の専門3部会を設置し、多角的な啓発活動を推進するとともに、同連合会の名称を「徳島市環境衛生組合連合会」と変更した。

令和5年度 環境衛生組合の活動状況

ア 美しい町づくりの推進

一斉清掃の実施 5月14日(日)・28日(日)
地域清掃の実施 令和元年度末で事業廃止

イ 健康づくり運動の推進

とくしまマラソン開催前清掃
令和6年3月17日(日) 県・市・NPO・企業との協働開催

ウ 組織の強化と運動の推進

支部活動の推進 ... 支部活動の活性化を図る目的で、地域活動の実施経費補助を実施
沖洲、加茂名の計2支部から申請

廃食用油の集団回収

支部単位 ... 新町、西富田、津田、上八万、入田、勝占、応神、国府、南井上、
北井上の計10支部

かんきょう美化大作戦(ごみゼロ阿波踊り大作戦) 8月12日、14日、15日(13日は台風のため中止)
新町、昭和、渭東、佐古、沖洲、上八万、勝占、応神、国府の計9支部

エ 環境に関する意識改革・啓発運動の強化

循環型施設視察研修(組合長研修)

10月31日(火) 高知県「岸化学工業高知支店」見学 17名参加

「環境衛生だより」の発行
NO.81を全組合員に配布

緑のカーテンの設置

琉球朝顔を徳島市役所本館南側に設置

オ その他

各種会議(本部役員会、支部長会、専門部会、理事会、総会)の開催

本部役員会 計11回開催

支部長会、理事会、総会については書面審議により開催

組織図(令和6年3月末現在)

徳島市環境衛生組合連合会

環境衛生組合支部(20支部)

単位環境衛生組合(812組合)

一般環境衛生組合員(36,604世帯)

加入状況等

* 組合加入状況

年度 区分	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5
組合数(件)	921	913	906	897	879	867	847	812
加入世帯数(件)	44,511	43,802	43,220	42,409	41,327	40,361	38,963	36,604
加入率(%)	38.3	37.5	36.8	35.4	34.2	33.6	32.0	30.0

組合数及び加入世帯は、各年度末の数値。

加入率における徳島市全体の世帯数は、各年10月1日現在。

* 衛生組合に対する助成状況

(単位：千円)

年度 区分	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5
駆除用薬剤等	4,288	4,195	4,252	0	0	0	0	0
噴霧器購入 (結成時)	0	0	0	0	0	0	0	0
噴霧器購入 補助(更新)	0	0	0	0	0	0	0	0
連合会 運営補助	625	625	625	594	564	535	535	535
計	4,913	4,820	4,877	594	564	535	535	535

組合数及び加入世帯は、各年度末の数値。

加入率における徳島市全体の世帯数は、各年10月1日現在。

肩掛噴霧器の配布等

市内の衛生組合に対して、肩掛噴霧器の配付及び補助金の交付を行っている。

ア 組合が新規結成された場合は、その世帯数に関係なく肩掛噴霧器を1台配付する。

【配布状況】

区分 \ 年度	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5
組合結成数(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配布台数(台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 組合が肩掛噴霧器を購入した場合は、次の補助金交付基準により購入経費の一部を補助する。

【補助金交付基準】組合の加入世帯数に応じて、補助金額を決定、交付する。

加入世帯数	対象台数	補助金額
0 ~ 100	1台	2,000円
101 ~ 200	2台	4,000円
201 ~ 300	3台	6,000円

以下、加入世帯数が100世帯増加するごとに対象台数を1台増やす。

【補助金の交付状況】

区分 \ 年度	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5
申請組合数(件)	0	0	0	0	0	0	0
対象台数(台)	0	0	0	0	0	0	0
交付金額(円)	0	0	0	0	0	0	0

(6) 公衆浴場

公衆浴場

公衆衛生の向上を図るため、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づき、昭和56年度から公衆浴場設備の補修、改善等を行う者に対して、費用限度額の1/3の補助をしていた。

公衆浴場の交付件数

区分 \ 年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2
公衆浴場数	12	11	11	9	9	9	8	8	8
上記のうち補助件数	10	8	4	5	6	4	3	3	2

令和2年度末(R3.3.31)で事業廃止

(7) 墓地

本市においては、寺院墓地と本市の墓地とが多数点在している。

市営墓地としては、昭和56年度に住宅地区改良事業により地域に点在する墓碑をまとめるため、不動地区において設置し、墓地管理を行っている。

市営墓地の状況

名 称	不動中須墓地
総面積	1,618.55 m ²
区画数	120区画(120区画移転済)

市有墓地の状況

総面積	88,630.36 m ²
所在箇所数	45ヶ所

墓地改葬許可数

(単位：件)

年度	平成 25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5
許可数	69	63	78	97	65	96	87	80	93	139	150

墓地経営等許可の状況

(単位：件)

区分 \ 年度		平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5
経営許可	墓地	0	0	0	0	0	0	1	0
	納骨堂	0	0	2	2	0	0	0	0
	火葬場	0	0	0	0	0	0	0	0
変更許可	墓地	0	0	0	0	1	1	0	0
	納骨堂	0	0	0	1	1	0	0	0
	火葬場	0	0	0	0	0	0	0	0

(8) 車両保有状況

令和6年4月現在

使用目的	車種・形状	排気量	登録年月日
衛生害虫駆除用	小型(軽四輪)トラック	660 cc	H22.11.30
空地調査及び狂犬病予防対策用	軽貨物	660 cc	H27.8.3

6 清 掃 事 業 年 表

清掃事業年表

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門		
昭和 20	機械、人員とも不足のまま収集を行う。		太平洋戦争による空襲のため市街地の大半が焼失。		
昭和 21	昭和 21～23 年の収集人員は約 30 名程度であった。手曳処理を行う。				
昭和 28	復興と相まって、収集業務組織の確立をはかり、全市を週 1 回収集に改善した。 大型トラック 2 台 三輪 1 台 手曳 25 台				
昭和 29		直営車両 2 台と許可業者 2 台で収集作業を始める。		清掃条例が施行。	
昭和 31	焼却場建設用地として論田町に 7,928 坪の用地を購入。ごみ収集手数料を徴収。				
昭和 32	江口式焼却炉 37.5t/日完成。	貯留槽の建設補助金制度を設定。			
昭和 34	ごみ収集を週 1 回とし、一般家庭は 0.1 m ³ までは手数料を無料とした。	し尿収集体制の整備を図る。投棄船接岸場所を沖洲町高洲に決定。			
昭和 36	第 2 焼却炉として、三機式 40 t / 日炉が完成。				
昭和 37	低湿地の埋立希望により収集の約 20%を埋立処理に回す。	海洋投棄民間委託。くみ取り料金の改正を行う。			
昭和 38	収集車両の増加と機動化を推進した。車両 10 台購入。	投棄船きよし丸就航。			
昭和 40	条例の一部改正。地区を 4 ブロックに分け、共同責任制と作業効果を図る。台風後の処理に当たり車両 10 台を借り上げる。	海洋投棄民間委託を解除、津田・中央漁業組合と契約。第 2 日吉丸購入。			
昭和 41	不法投棄防止運動の展開。 (町かどにごみを捨てない運動を起こす) ごみ容器の改良をし、ポリエチレン製容器の購入補助金を出す。 機械炉(横山-VKW回転火格子式)50t/8Hが完成。 収集合図をオルゴールに改め全車に装備。 合併により収集車 1 台を引きつぐ。				清掃事務所を清掃センターと改称、応神村を合併。
昭和 42	清掃事業安全委員を選任、同規則を定める。 容器補助金を出す。 収集車(バックマスター)1台購入。	合併に伴い許可業者を 1 業者追加。			

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
昭和 43	4ブロック制の収集を廃止、地区単位収集に切り替える。清掃モニターを委嘱。川内町に埋立用地 6,423 m ² 借り上げる。	くみ取り料金を改正。 し尿中継所にタンク 1 基を投入槽 1 基を建設。 し尿処理場の建設に着工（ジンプロ式湿式酸化法）。	
昭和 44	産業廃棄物処理について保健所、県 3 者合同会議を開く。川内町に埋設用地 13,471 m ² 借り上げる。ブルドーザー 1 台購入。（埋立作業用に使用）新町地区（1,216 世帯）収集改善、紙袋収集に切り替えるための説明会を開く。セメント容器の回収。		
昭和 45	内町地区（2,733 世帯）収集改善。全市 63,407 世帯について清掃事業の実態調査を行う。東西富田、昭和 3 地区（8,574 世帯）袋収集に切り替える。全市分別収集に切り替える。国県市 3 者共同にて不法投棄防止対策協議会を開く。清掃センター敷地内及び通路として使用している勝浦川右岸堤防上を完全舗装する。清掃船が就航。	くみ取り料金を改正。 し尿化学処理場(サニタリープラント・150 kl / 日)完成。 海洋投棄船 第 2 日吉丸 } きよし丸 } 廃船する。	
昭和 46	(中央部を流れる河川の清掃) 渭東、渭北、佐古 3 地区（20,625 世帯）を袋収集に切り替える。ショベルローダー 1 台購入し、清掃パトロールを行う（不法投棄場所を整地する）。一般収集（週 1 回）地区の不燃物収集を実施。	清掃実態調査に基づき、し尿くみ取り区分台帳作成。	
昭和 47	津田、八万、沖洲 3 地区（10,591 世帯）袋収集に切り替える。渋野町埋立用地 30,488 m ² 借り上げ。粗大ごみ破砕処理施設（50t / 5 H）完成。粗大ごみ収集を実施。（衛生組合長の協力によりステーション方式で収集）粗大ごみ収集用として、クレーン車（4 t 積）1 台購入。	環境整備の一環としてサニタリープラント内を植樹。 し尿浄化槽清掃業者（10 社）を許可。	廃棄物の処理及び清掃に関する条例が施行。

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
昭和 47	12月議会に於いて第2清掃工場建設について予算承認なる。 機械化連続燃焼式 90t / 24H 2基	老人、生活保護世帯のし尿くみ取り料金の無料化を図る。 浸水世帯については助成金を支給。	
昭和 48	加茂、加茂名、不動、勝占の一部袋収集に切り替える。 (週2回収集の実施率83%となる) 作業能率の向上、危険防止のため、機械車(ロータリーローダ)12台購入。	集中豪雨、定期検査等による緊急対策として、し尿貯留船を購入。 くみ取り料金を改正。 くみ取り区分のステッカーを各戸に貼布。 (くみ取り台帳の作成、領収書の発行) 海洋投棄を廃止。 (沖洲し尿中継所の施設を撤去する)	
昭和 49	残灰運搬用として、8tダンプ車2台購入。 ロータリーローダ6台、プレスパック3台購入。 一般収集(週1回)地区の粗大ごみ収集を実施。	バキューム車(3.7kℓ)1台購入。	
昭和 50	ごみ収集料金一部値上げ。 ダンプトラック2t 1台 清掃パトロール車 1台 ロータリーローダ 3台 ブルドーザー 1台 購入。 米津埋立地利用を閉鎖。 代替埋立地として丈六埋立地を確保した。	し尿くみ取り料金を5月1日から改定。 浸水世帯のし尿処理手数料の助成に関する規則を改正し、実施要綱によりこれを定める。	
昭和 51	ダンプトラック2t 1台 ロータリーローダ 5台 購入。	12月27日浄水苑(高速酸化方式120kℓ/日)の建設着工。	
昭和 52	ごみ収集料金一部値上げ。 ロータリーローダ 8台 パックマスター 3台 軽貨物(汚物収集) 1台 四輪ダンプ 1台 パトロール車 1台 ブルドーザー 1台 購入。 10月18日、全連続ストーカ式(190t/日)建設に着工。 不燃物収集袋、全市に配布。 (1世帯当たり20枚) ドラム缶(簡易焼却用)1,800本、希望者に配布。	し尿くみ取り料金5月1日から改定。	

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
昭和 52	10月7日、徳島地裁で徳島市第二焼却場（国府）建設裁判敗訴。	昭和 53 年 3 月 31 日浄水苑完成。	
昭和 53	10月18日、高松高裁に控訴。 ロータリーローダ 3 t 2 台 " 2 t 5 台 パックマスター 2 t 1 台購入。 ごみ処理業許可業者 12 業者 資源ごみ回収運動を実施。 (kg 当たり 5 円を補助) 小学生向副読本(美しいまちをつくるために)を作成、市内小学校全児童に配布。		機構改革 清掃事務所を新設し、清掃総務課、業務課、施設課を置く。 徳島市における一般廃棄物処理業等の許可手続に関する規則一部改正。
昭和 54	全連続ストーク式ごみ焼却炉(190 t / 日) 完成。 南昭和町大西入江 8,578 m ² を埋め立て。(11月～S55年3月) 小学生教材 V T R 「美しいまちをつくるために」を製作。 市内全校に配布。 ロータリーローダ 4 台 パックマスター 1 台 軽四ダンプ 2 台 2 t 積ダンプ 1 台 購入。	し尿くみ取り料金を 8 月 1 日から改定。	徳島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正により一般廃棄物処理手数料を値上げ。 清掃に関する意識調査を実施。
昭和 55	上八万町星河内 7,216 m ² を借り上げ、残灰の埋め立てを開始。(一時中断) 不法投棄パトロールを強化。 小型ダンプ 2 台 ロータリープレス 10 台 購入。	し尿高度処理施設建設着工。	機構改革 清掃事務所を廃止。業務課、施設課を包括する清掃事業所を新設。また、清掃総務課を清掃企画課とする。
昭和 56	川内町金岡約 4,000 m ² を借り上げ、不燃ごみを埋め立てる。	し尿高度処理施設竣工。 し尿処理施設(150 kl / 日)改築事業着工。	
昭和 57	方上町中須賀約 3,000 m ² を借り上げ、不燃ごみを埋め立てる。 ロータリーローダ 6 台 パックマスター 4 台 軽四トラック 1 台 普通貨物 1 台 購入。	し尿くみ取り料金を 6 月 1 日から改定。	
昭和 58	藍住町住吉約 14,000 m ² を借り上げ、不燃ごみを埋立て。 ロータリーローダ 8 台 パックマスター 1 台 小型ダンプ 1 台 小型ライトバン 1 台 購入。	昭和 59 年 3 月し尿処理施設(150 kl / 日)改築工事完成。	

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
昭和 59	川内町鈴江西約 6,787 m ² を借り上げ不燃ごみを埋め立て。 小型ダンプ 1台 ロータリーローダ 4台 パックマスター 3台 小型ライトバン 1台 軽ダンプ 2台 購入。	し尿くみ取り業者を 1地区 2業者制に定める。ごみ処分手数料を t 当たり 3,000 円に改定 (6月1日)	機構改革 清掃企画課を清掃事業所に包括。
昭和 60	応神町西貞方約 6,433 m ² を不燃物埋立地として借り上げ。 方上町葛島約 26,000 m ² を不燃物埋立地として借り上げ。 小型ダンプ 1台 パックマスター 3台 ロータリーローダ 7台 購入。		機構改革 清掃事業所を清掃事務所に変更。
昭和 61	廃乾電池を回収し、北海道のイトムカ鉱業所にて処理。 生ごみ処理容器購入費助成 (1世帯 2基を限度) 11月18日第二清掃工場建物収去土地明渡等仮処分控訴事件判決 (勝訴) ロータリーローダ 5台 パックマスター 3台 購入。		
昭和 62	犬、ねこ、汚物処理手数料改正。 渭東地区にて空きカン、空きビンの分別回収のモデル事業開始。 「徳島市ごみ処理基本計画」を策定。 不燃物中間処理事業 (民間施設) 開始。 ロータリーローダ 5台 パックマスター 2台 軽ダンプ 1台 軽貨物車 1台 購入。		
昭和 63	西須賀町葛島 38,000 m ² を可燃物、不燃物、灰の埋立地として借り上げ。 7月23日、第二清掃工場建設に着手。 (全連続ストーカー式 180 t / 日)		
平成元	ロータリーローダ 3台 パックマスター 2台 購入。	し尿くみ取り料金を 4月1日から改定。	

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
平成2	ロータリーローダ 6台 パックマスター 7台 大型ダンプ 1台 小型ダンプ 1台 小型ライトバン 2台 軽貨物車 2台 3年2月、第二清掃工場完成。 (ストーカ式 180t/日)		
平成3	中間処理事業開始 10月1日から市内から排出される不燃、粗大ごみ全量を実間処理する。 10月1日から沖洲環境センターへ中間処理後の残渣、焼却灰を埋立のため投入開始。 ロータリーローダ 5台 パックマスター 4台 大型ダンプ 1台 小型四輪貨物 1台 購入。	し尿くみ取り料金を6月1日から改定。	機構改革 清掃事務所を廃止。 清掃企画課、東部環境事業所西部環境事業所とする。
平成4	ロータリーローダ 2台 パックマスター 6台 小型ダンプ 2台 購入。 許可業者1業者廃業して16業者となる。 徳島市ごみ市民会議を開催し減量・再資源化施策の提言を受ける。 小学生向けアニメビデオ「ごみの国によろこそ」製作、小学校に配布。 小学生向け副読本「ごみのおはなし」を製作、市内小学校全児童に配布。		
平成5	「ごみ減量化行動計画」を策定。 ロータリーローダ 2台 パックマスター 6台 大型ダンプ 1台 小型ダンプ 1台 小型四輪貨物 2台 購入。		機構改革(7月1日) 保健予防課衛生係を吸収。 清掃企画課を改め生活環境課とする。
平成6	じん芥収集車 8台 小型ダンプ 2台 軽四輪ダンプ 2台 購入。		徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例が施行。
平成7	川内地区にて資源ごみ収集モデル事業開始。		

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
平成 7	密閉処理による生ごみ減量対策事業開始。 フロンガス回収事業開始。 車載型回収機 1 台購入。 「徳島市ごみ処理基本計画」を策定。 じん芥収集車 12 台 軽四輪ダンプ 2 台 購入。	「徳島市し尿処理基本計画」を策定。	
平成 8	資源ごみ回収モデル地区全市拡大。 じん芥収集車 11 台 小型ダンプ 1 台 小型四輪貨物 1 台 購入。		
平成 9	資源分別モデル収集実施 丈六地域 しらさぎ台団地 粗大ごみモデル収集実施 丈六地域・西富田地区 廃棄物運搬中継施設建設予算 (H 9, H10 継続) 議会承認。 じん芥収集車 13 台購入。	し尿くみ取り料金を 4 月 1 日から改定。	
平成 10	じん芥収集車 14 台購入。 10 月 1 日から粗大ごみの収集方式を専用はがき申込みによる戸別収集方式に変更。 廃棄物運搬中継施設竣工。		
平成 11	4 月 1 日から資源ごみの分別収集を全市で実施。 7 分別による収集とする。 また、ごみ袋については、透明・半透明化を実施。 じん芥収集車 6 台 軽四輪ダンプ 3 台 購入。		
平成 12	ダイオキシン対策工事着手。 じん芥収集車 12 台 大型ダンプ 1 台 購入。		狂犬病予防関連事務の一部権限委譲に伴う徳島市手数料条例の改正及び徳島市狂犬病予防法施行細則の施行。 徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例の公布。
平成 13	6 月から電気式生ごみ処理機購入費補助事業開始。 じん芥収集車 8 台 購入。 家電リサイクル法の施行に伴い、対象品目の収集を中止。 「徳島市ごみ処理基本計画」を策定。 平成 14 年 3 月から食品トレイ回収モデル事業実施。	「徳島市生活排水処理基本計画」を策定	

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
平成 14	ダイオキシン対策工事終了。 じん芥収集車 10台 大型ダンプ 2台 軽四輪ダンプ 3台 購入。	バキューム車 1台 購入。	機構改革 環境施設整備室設置。 徳島市ポイ捨て及び犬の ふん害の防止に関する条 例の施行。
平成 15	5月から食品トレイ回収事業 本格実施。 7月1日からごみ処理手数料 引き上げ。 回収するメーカーが存在する パソコンの回収、再資源化開 始。 じん芥収集車 11台 クローズドコンテナ 1台 軽四輪ダンプ 1台 購入。		
平成 16	10月1日からプラスチック製 容器包装の分別収集を実施 し、8分別による収集とする。 じん芥収集車 8台 クローズドコンテナ 1台 深ボデーダンプ 1台 購入。		
平成 17	じん芥収集車 12台 クローズドコンテナ 2台 購入。		
平成 18	クローズドコンテナ 1台 購入。		
平成 19	4月1日から徳島東部処分場 で中間処理後の残渣、焼却灰 を処分。 4月から資源ごみ回収運動の 回収品目に廃食用油を追加。 犬猫等死体運搬用保冷車 1台 クローズドコンテナ 1台 不法投棄用軽四輪ダンプ 1台 購入。 平成 20年3月「徳島市一般廃 棄物処理基本計画」を策定。		
平成 20	4月1日からごみ処理手数料 引き上げ。 クローズドコンテナ 1台 アームロール車 1台 購入。	平成 21年3月16日から第一 工場での汚泥焼却を休止、脱 水汚泥をごみ焼却場へ搬出	
平成 21	4月1日から粗大ごみ等の収 集を委託。 4月に小学生向け広報誌「こ どもごみゼロん！ニュース」 を製作。市内小学校4・5・6年 生に配布。		

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
平成 21	クローズドコンテナ 1台 軽貨物車 2台 購入。		
平成 22	じん芥収集車 10台 クローズドコンテナ 1台 軽四輪ダンプ 2台 軽貨物車 2台 購入。	平成 22 年 10 月 29 日から高度処理施設にて汚泥の脱水乾燥を休止。凝集沈殿槽汚泥を第 1・第 2 工場に返送して処理。	
平成 23	じん芥収集車 10台 クローズドコンテナ 1台 ダンプ車 2台 軽四輪ダンプ 1台 購入。		機構改革 生活環境課を改め、市民環境政策課とする。
平成 24	じん芥収集車 8台 クローズドコンテナ 1台 軽四輪ダンプ 1台 購入。		
平成 25	じん芥収集車 8台 クローズドコンテナ 1台 購入。		
平成 26	4月1日からごみ処理手数料引き上げ。 4月1日から事業用大型生ごみ処理機購入費等補助金交付事業を開始。 7月15日から廃蛍光管リサイクル推進事業を実施。 平成 27 年 3 月 1 日から城東町に徳島市エコステーションを開設。 平成 27 年 3 月 9 日から粗大ごみ収集のインターネットによる申し込みを開始。 じん芥収集車 9台 クローズドコンテナ 1台 購入。	し尿くみ取り料金を 4 月 1 日から改定。	徳島市墓地等の経営の許可等に関する条例及び徳島市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の施行。
平成 27	クローズドコンテナ 1台 軽貨物車 1台 購入。		
平成 28	「徳島市災害廃棄物処理計画」を策定。 クローズドコンテナ 1台 アームロール車 1台 購入。 11月新しい一般廃棄物中間処理施設建設の最有力候補地を飯谷町枇杷ノ久保に選定。 3月小松島市、勝浦町、石井町、松茂町及び北島町（以下「関係5市町」という）と	平成 29 年 1 月 4 日にばい煙発生施設使用廃止(第一工場 廃棄物焼却炉 1 及び高度処理施設 乾燥炉)	

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
平成 29	<p>「一般廃棄物の広域処理に関する協定書」を締結。</p> <p>6月「徳島市一般廃棄物処理基本計画」を策定。</p> <p>7月1日関係5市町との間における「一般廃棄物の処理に係る事務に関する規約」を施行。</p> <p>クローズドコンテナ 1台 アームロール車 1台 購入。</p>		
平成 30	<p>7月1日から資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信開始。</p> <p>12月「一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」を作成。</p> <p>2月4日から家庭ごみ収集業務の一部について外部委託を開始。</p> <p>3月「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」を策定。</p> <p>クローズドコンテナ 1台 軽四輪ダンプ 3台 軽貨物車 2台 購入。</p>	<p>平成31年3月1日にはばい煙発生施設使用廃止(第二工場 廃棄物焼却炉 3)</p> <p>平成31年3月4日から第二工場乾燥炉に切替、乾燥汚泥をごみ焼却場へ搬出</p>	
令和元	<p>10月1日からごみ処理手数料を引き上げ。</p> <p>10月1日からふれあい収集事業を開始。</p> <p>12月3日からプラスチック製容器包装の呼称を「プラマークごみ」に変更。</p> <p>クローズドコンテナ 1台 じん芥収集車 3台 軽四輪ダンプ 6台 購入。</p>	<p>10月1日からし尿くみ取り料金を引き上げ。</p>	
令和 2	<p>7月 飯谷町での一般廃棄物中間処理施設整備に係る作業を一時中断。</p> <p>クローズドコンテナ 1台 じん芥収集車 10台 軽四輪ダンプ 1台 購入。</p>		
令和 3	<p>6月 マリンピア沖洲を飯谷町に代わる新たな一般廃棄物中間処理施設建設予定地とすることを市議会に報告。</p> <p>クローズドコンテナ 1台</p>		<p>機構改革 市民環境政策課を改め、環境政策課とする。</p>

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
令和4	<p>じん芥収集車 7台 軽四輪ダンプ 1台 購入。 8月から生ごみ処理容器(キエーロ)購入費補助事業開始。 11月30日 新たな一般廃棄物中間処理施設について、市単独での施設整備を行う方針を表明。 3月31日 関係5市町との間における「一般廃棄物の処理に係る事務に関する規約」及び「一般廃棄物の広域処理に関する協定書」を廃止。 クローズドコンテナ 1台 じん芥収集車 8台 軽四輪ダンプ 1台 購入。</p>		
令和5	<p>5月15日から燃やせるごみの名称を「分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ」に変更。 9月「徳島市一般廃棄物処理基本計画」を策定。 10月1日民間事業者が設置し管理運営する施設を、徳島市がエコステーションとして認定する「徳島市認定田宮エコステーション」を開設。 クローズドコンテナ 1台 じん芥収集車 10台 軽四輪ダンプ 3台 購入。</p>		

清掃・衛生事業概要（令和6年度版）

発行編集 徳島市 環境部 環境政策課
〒770-8571
徳島市幸町2丁目5番地
T E L (088)621-5216
F A X (088)621-5210